

富山県大気環境計画 (ブルースカイ計画)

目 次

第1章 総論

1 背景	1
2 性格	2
3 計画期間	2
4 対象地域	2

第2章 大気環境の現況及び将来予測

1 環境基準等の達成状況	3
(1) 常時観測局による二酸化硫黄等の監視	
(2) 有害大気汚染物質	
2 硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出量	11
(1) 硫黄酸化物排出量	
(2) 窒素酸化物排出量	
3 石綿	14
4 揮発性有機化合物 (VOC)	16
5 有害大気汚染物質	18
6 大気環境に関する県民の意識	20
(1) 本県の大気環境のイメージ	
(2) 大気環境についての関心	
(3) 越境大気汚染	

第3章 主要課題

1 微小粒子状物質に係る発生源情報の収集及び排出抑制対策の検討	23
2 光化学オキシダント対策の推進	23
3 水銀の大気排出規制への対応	23
4 石綿飛散防止対策の徹底	23
5 化学物質管理及び有害大気汚染物質対策の推進	24
6 県民・事業者による大気環境保全活動の推進及び地球温暖化対策への貢献	24
7 大気環境に関する県民への情報提供の充実	24
8 国際的な環境問題に対する貢献	25
9 大気環境の保全に関する調査研究の推進	25
10 環境放射線モニタリングの充実	25

第4章 計画目標と施策の方向性

<計画目標>	26
1 大気環境の状況の把握及び大気汚染の未然防止	27
2 多様な主体の参加による大気環境保全活動の推進	29
3 快適な大気環境の実現に向けた体制の整備	30

第5章 計画の推進施策

＜施策体系＞	31
1 大気環境の状況の把握及び大気汚染の未然防止	33
（1）大気環境の監視及び調査	33
① 大気汚染の常時監視の推進	
② 大気汚染監視テレメータシステムの適切な運用	
③ 大気汚染常時観測局適正配置計画の推進	
④ 微小粒子状物質の監視及び調査の推進	
⑤ 緊急時対策の推進	
⑥ 有害大気汚染物質等の調査の実施	
⑦ 測定体制の充実と技術の向上	
⑧ 環境放射能調査の充実	
⑨ 原子力発電所周辺環境放射線モニタリングの実施	
⑩ 石綿モニタリング調査の実施	
（2）規制基準の順守指導	34
① ばい煙及び粉じん対策	
② 揮発性有機化合物対策	
③ 石綿対策	
④ 水銀対策	
⑤ ダイオキシン類対策	
⑥ 悪臭対策	
⑦ フロン類対策	
⑧ 特定特殊自動車等の排出ガス対策	
⑨ 立山地域の排出ガス対策	
（3）事故の未然防止対策	37
（4）公害苦情処理及び紛争解決	37
2 多様な主体の参加による大気環境保全活動の推進	38
（1）県民による自主的な取組みの推進	38
① 各種普及啓発活動の実施	
② 協働取組みの推進と優れた活動に対する支援	
（2）事業者による自主的な取組みの推進	38
① 揮発性有機化合物の排出抑制の促進	
② 適正な化学物質管理の促進	
③ 石綿の飛散防止の促進	
④ 公害防止組織による管理体制の確保	
⑤ 低公害技術の導入促進	
⑥ 融資制度を活用した施設整備の促進	
⑦ 地域の環境保全に貢献する取組みの促進	
（3）自動車排出ガスの低減に向けた取組みの推進	39
① エコドライブ運動の推進	
② 大気環境の改善に寄与する次世代自動車の導入促進	

③ 公共交通機関の利用の促進	
(4) 地球温暖化防止につながる取組みの推進	40
① 省エネ設備及び再生可能エネルギーの導入促進	
② 省資源・省エネルギー運動の推進	
(5) 大気環境保全のための県の率先行動	40
① 情報の提供の充実	
② 事務事業の見直しによる環境負荷の低減	
③ 環境に配慮した物品等の率先導入	
3 快適な大気環境の実現に向けた体制の整備	42
(1) 大気環境の向上に向けた環境整備	42
① 自動車交通の円滑化	
② 公共交通環境の整備の促進	
③ 緩衝緑地等の施設整備の推進	
④ 地域の特性を生かした快適な環境づくり	
(2) 大気環境保全に取り組む人づくり	42
① 環境教育の推進	
② 人材の育成と活用の推進	
③ 環境教育の活動の場や機会の提供	
④ 教材・プログラムの整備と活用の推進	
(3) 快適な大気環境実現のための調査研究の推進	43
① 微小粒子状物質に関する調査研究	
② 酸性雨に関する調査研究	
③ 広域的な連携による調査研究の推進	
④ 調査研究の成果の公表	
(4) 国際的な環境問題に対する貢献	44
① 自治体レベルでの連携協力による取組みの推進	
② 北東アジア地域での環境の実態把握や改善に向けた技術協力	
③ 環境保全に寄与する人材の育成	

第6章 計画の推進体制

1 県民・民間団体等、事業者及び行政の役割	45
(1) 県民・民間団体等の役割	
(2) 事業者の役割	
(3) 行政の役割	
2 計画の推進体制	46
3 進行管理	47
(1) 計画の進行管理	
(2) 進捗状況等の公表	

資料編

大気環境の現況	51
用語集	79

第1章 総論

1 背景

本県は、昭和 30 年代後半からの高度経済成長により大きく経済発展を遂げましたが、その反面、工業集積度の高い富山・高岡地域の臨海部を中心に工場からの硫黄酸化物*及び窒素酸化物*による大気汚染が進行し、この解決が大きな課題となりました。

このような状況を踏まえ、県では、大気汚染の防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、全国に先駆けて昭和 47 年度に「大気環境計画」を策定し、県下全域において大気汚染物質の排出削減に努めました。その結果、主要な大気汚染物質である二酸化硫黄*及び二酸化窒素*については、51 年度以降継続して環境基準*を達成しており、改善がみられました。

県では、その後も、大気環境及び経済社会の状況の変化等を踏まえて計画改定を行っており、平成 24 年 3 月に行った前回（第 13 次）改定では、微小粒子状物質*（PM2.5）に関する監視体制の整備や、事業者による揮発性有機化合物*（VOC）の自主的な削減への支援等の「安全で健康な大気環境の確保」に向けた施策を拡充するとともに、県民参加による大気環境保全活動等の「快適な大気環境の創造」に向けた施策を掲げ、県民、事業者及び行政が連携協力して取組みを進めてきました。

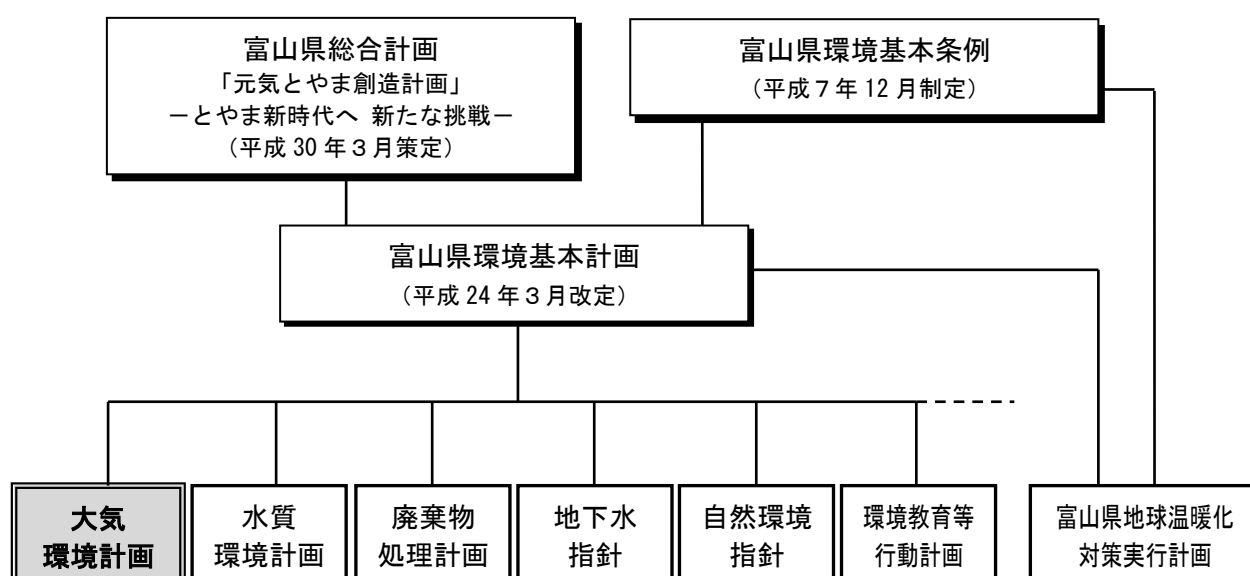
近年、本県の大気汚染の状況は概ね良好な状況にありますが、前回の改定から次のとおり大気環境行政を取り巻く情勢が変化してきています。

- ① 平成 22 年度から測定を開始した微小粒子状物質（PM2.5）については、27 年度までは県内の一部の観測局で環境基準を達成しておらず、また、これまで濃度上昇に伴う注意喚起を 2 回実施しています。
- ② 光化学オキシダント*については、依然として全国の全ての観測局で環境基準を達成しておらず、本県においても全ての観測局で達成していません。また、平成 29 年 5 月には、本県では 10 年ぶりとなる光化学オキシダント注意報を発令しています。
- ③ 石綿*（アスベスト）の飛散防止対策の強化や、水銀に関する水俣条約*の大気排出規制の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法*が改正されたことから、これらについての監視指導を実施するなどにより、法令順守の徹底を図る必要があります。
- ④ 石綿を含有する建材を使用した建築物等の老朽化に伴い、今後、さらなる解体件数の増加が見込まれます。
- ⑤ 平成 28 年 5 月に開催された G 7 富山環境大臣会合*において、化学物質による悪影響を最小化し、適正な管理について努力していくことの重要性が認識されたことから、本県においてもその取組みを推進する必要があります。

こうした状況に適切に対応し、大気環境保全施策をさらに推進していくため、本計画を改定し、今後とも、国、県、市町村、民間団体、市民等が一体となって快適な大気環境づくりに努めます。

2 性格

本計画は、「富山県環境基本条例」第 12 条に定める富山県環境基本計画*に基づく大気汚染に関する個別計画であり、大気環境の保全を総合的かつ計画的に推進するための基本となる方向を示すものです。



【大気環境計画の位置づけ】

3 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度から概ね 5 年間とし、今後の経済社会状況の変化、大気汚染防止法その他の制度の改正等の内容に応じて、適宜、必要な見直しを行うこととします。

4 対象地域

計画の対象地域は、県内全域とします。

第2章 大気環境の現況及び将来予測

1 環境基準等の達成状況

(1) 常時観測局による二酸化硫黄等の監視

県及び富山市では、工場・事業場からのばい煙*、自動車排出ガス等が環境に及ぼす影響を把握するため、図 2-1 のとおり、一般環境観測局*及び自動車排出ガス観測局*で、環境基準が設定されている二酸化硫黄等の 6 物質について大気汚染の状況を監視しています。

近年は、図 2-2 から図 2-5 のとおり、光化学オキシダントを除いて環境基準を達成維持しています。

なお、平成 22 年度から観測を開始した微小粒子状物質（PM2.5）については、28 年度に初めて全ての観測局で環境基準を達成しました。

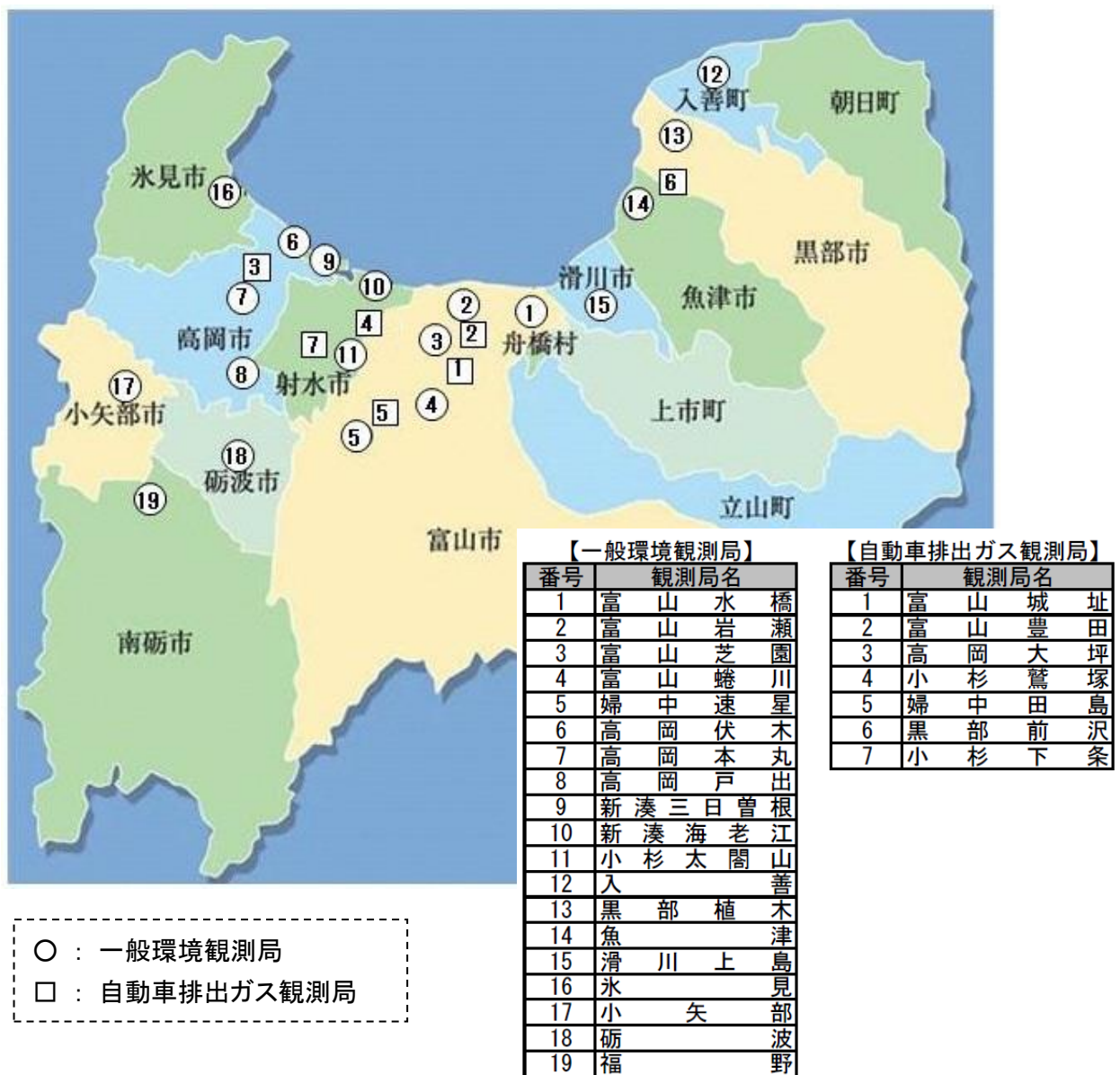


図 2-1 観測局の配置

表 2-1 二酸化硫黄等の環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm*以下 1時間値が0.1ppm以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質*	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下 1時間値が0.20mg/m ³ 以下
一酸化炭素*	1時間値の1日平均値が10ppm以下 1時間値の8時間平均値が20ppm以下
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg*/m ³ 以下 1日平均値が35μg*/m ³ 以下

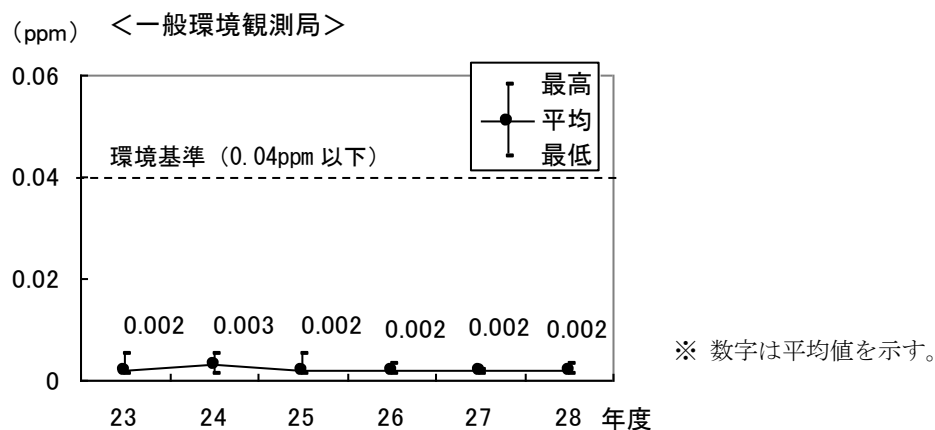


図 2-2 二酸化硫黄濃度の経年変化 (1日平均値の2%除外値)

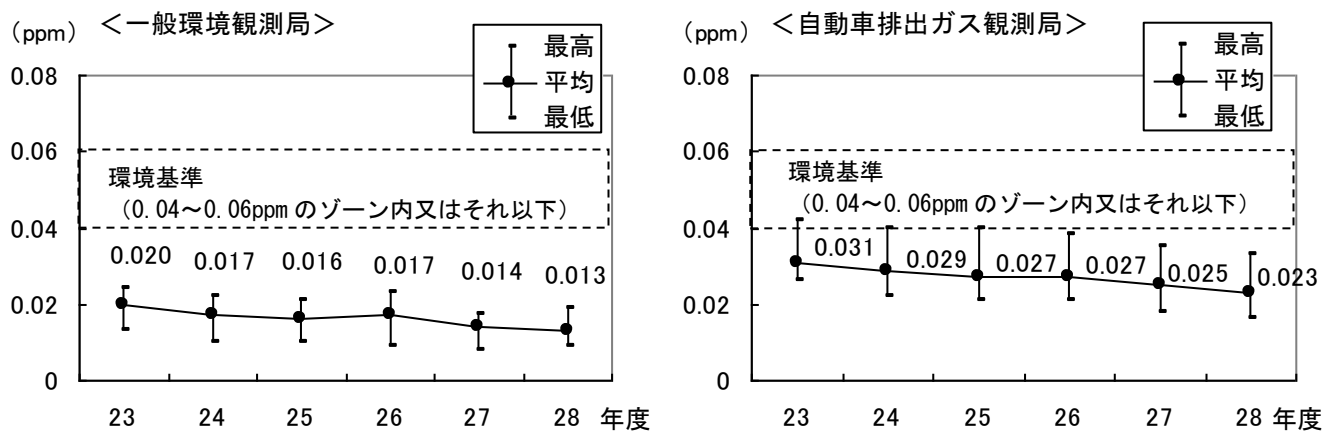


図 2-3 二酸化窒素濃度の経年変化 (1日平均値の98%値)

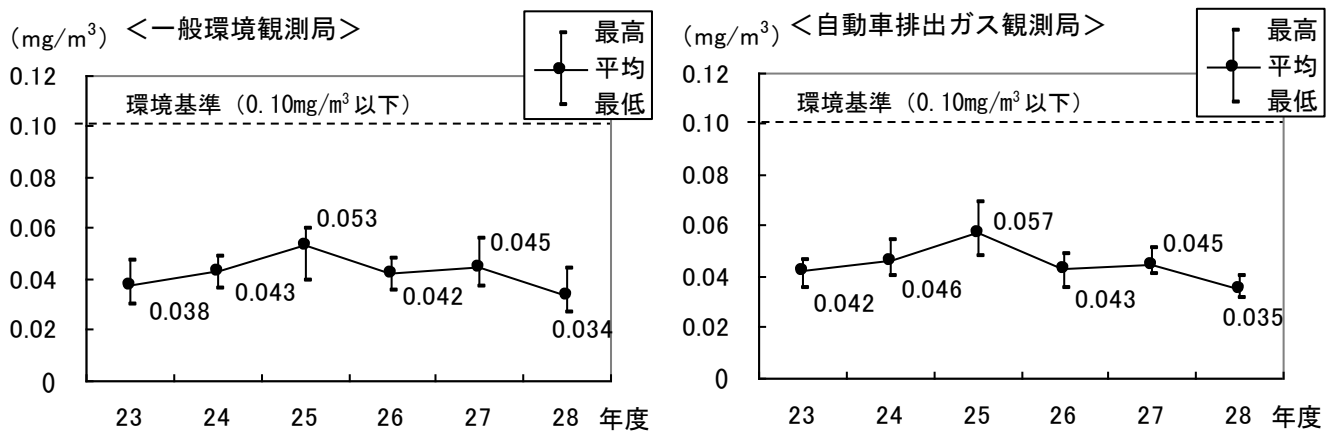
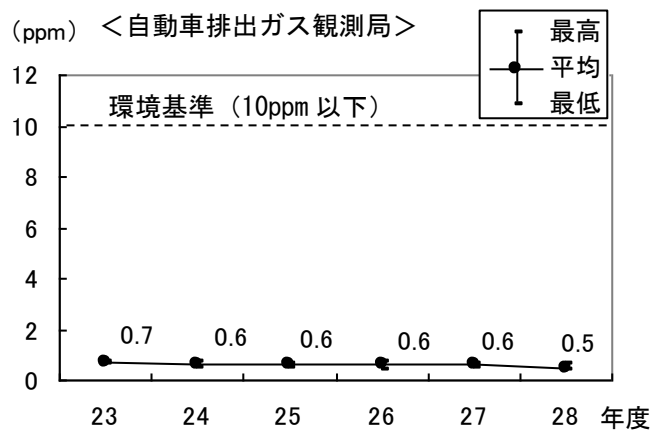


図 2-4 浮遊粒子状物質濃度の経年変化（1日平均値の2%除外値）

※ 数字は平均値を示す。



※ 数字は平均値を示す。

図 2-5 一酸化炭素濃度の経年変化（1日平均値の2%除外値）

光化学オキシダントについては、全国の観測局における環境基準達成率が0%（平成27年度）と極めて低く、本県においても、図2-6のとおり、昭和47年度の観測開始以降、全ての観測局で環境基準を達成していません。

光化学オキシダント濃度が上昇し、気象条件からみて汚染状態が継続すると認められる場合には、大気汚染防止法等に基づき、光化学オキシダント注意報を発令することとしています。平成29年5月に、県内では10年ぶりとなる注意報を発令しました。

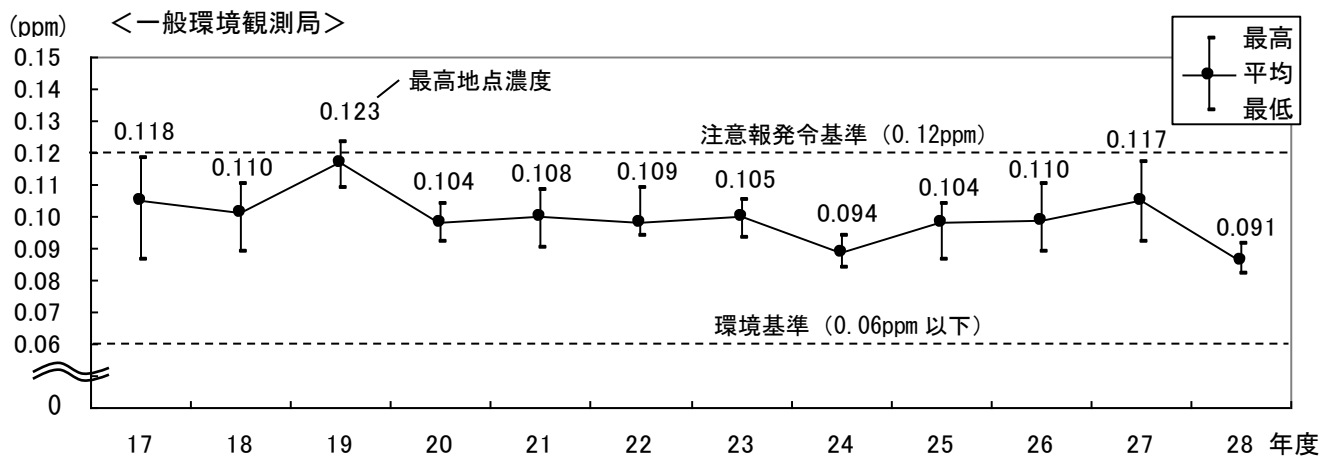


図2-6 光化学オキシダント濃度の経年変化（1時間値の最高値）

※ 各観測局の1時間値の最高値について、県内の濃度範囲（最高～平均～最低）と最高地点濃度を示した。

微小粒子状物質（PM2.5）は、粒子の大きさが非常に小さく、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

本県では、平成 22 年度から常時監視を開始し、逐次観測局を増設して、28 年度末現在 12 か所で観測を行っています。

図 2-7 のとおり、平成 27 年度までは一部の地点で環境基準を達成できませんでしたが、近年は濃度が低下する傾向がみられ、28 年度は全ての地点で環境基準を達成しました。しかし、この濃度低下が一時的なものである可能性もあることから、今後の動向について注視する必要があります。

また、平成 25 年 1 月頃に大陸で大規模な大気汚染が発生し、わが国でも一時的に PM2.5 濃度の上昇が観測され、国民の関心が高まってきました。これを受け、国において、PM2.5 による健康影響の可能性が懸念される場合に行う注意喚起の暫定指針*が定められました。

本県でも、国の暫定指針に基づき、さらに健康保護のために安全側に立った「富山県微小粒子状物質注意喚起実施要領」を定め、平成 25 年 3 月から、PM2.5 の濃度が日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合の注意喚起を開始しました。

この注意喚起は、表 2-2 のとおり、平成 25 年度に 2 回実施しています。

<一般環境観測局>

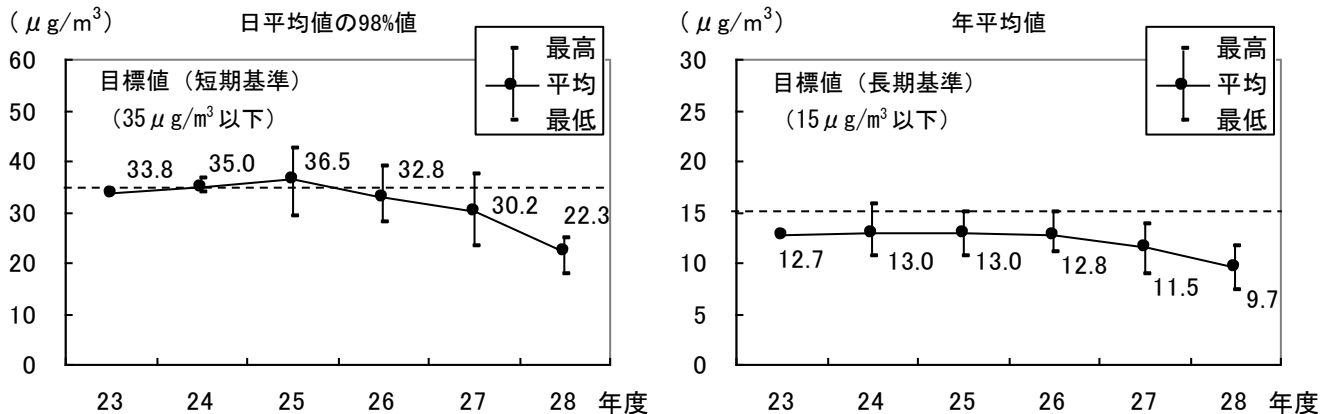


図 2-7 微小粒子状物質濃度の経年変化（1 日平均値の 98% 値及び年平均値）

※ 数字は平均値を示す。

表 2-2 注意報等の発令状況

物質	年度	注意報等の状況					
		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
光化学オキシダント※1 (1 時間値 120ppm 以上)		なし	なし	なし	なし	なし	なし
微小粒子状物質(PM2.5)※2 (日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上)		—	なし	注意喚起 2回実施	なし	なし	なし

※1 平成 29 年 5 月には、前回の 19 年 5 月以来、10 年ぶりとなる光化学オキシダント注意報を発令した。

※2 微小粒子状物質の注意喚起は平成 25 年 3 月から開始した。早朝（午前 5 時から 7 時）の値、午前中（午前 5 時から 12 時）の値をもとに、日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合や超えるおそれがある場合に、注意喚起を行うこととしている。

(2) 有害大気汚染物質*

① 環境基準設定物質

県及び富山市では、環境基準が設定されているベンゼン*、トリクロロエチレン*、テトラクロロエチレン*、ジクロロメタン*及びダイオキシン類*について定期的に調査を実施しており、これら5物質については、環境基準を全て達成維持しています。

表 2-3 ベンゼン等の環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	年平均値が 0.003mg/m ³ 以下
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下
ジクロロメタン	年平均値が 0.15mg/m ³ 以下
ダイオキシン類	年平均値が 0.6pg*-TEQ*/m ³ 以下

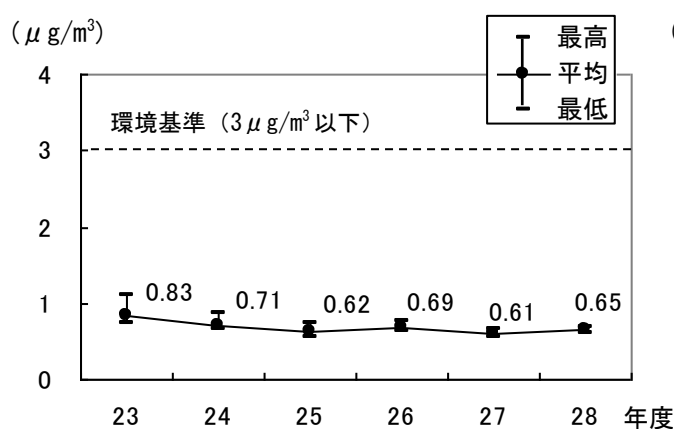


図 2-7 ベンゼン濃度の経年変化

※ 数字は平均値を示す。

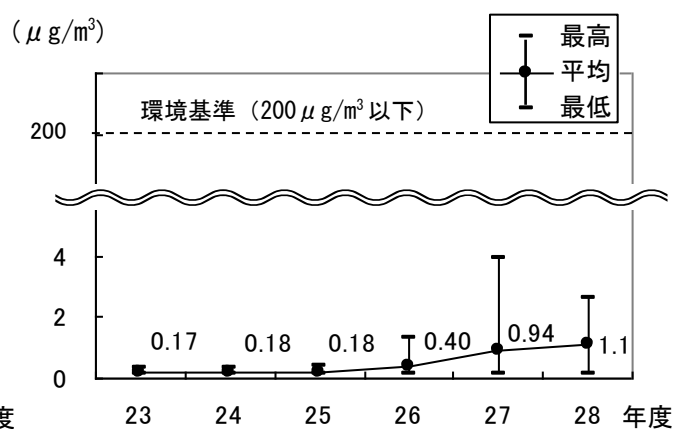


図 2-8 トリクロロエチレン濃度の経年変化

※ 数字は平均値を示す。

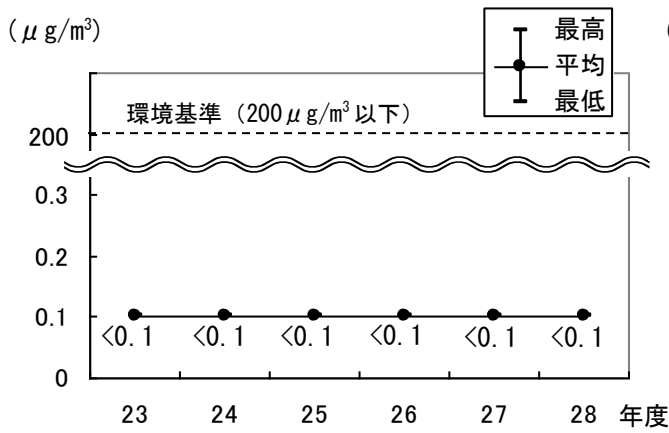


図 2-9 テトラクロロエチレン濃度の経年変化

※ 数字は平均値を示す。

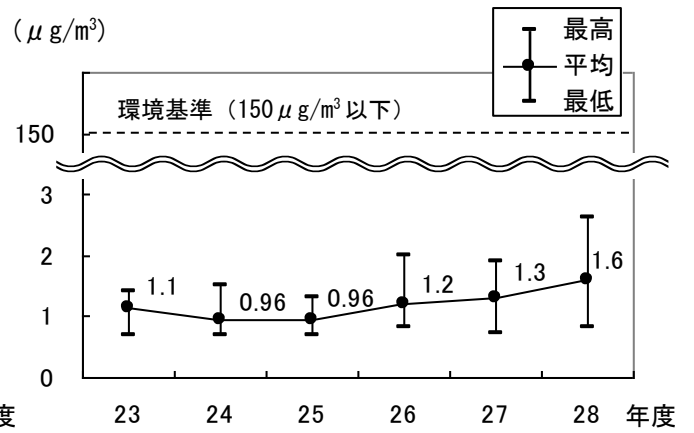


図 2-10 ジクロロメタン濃度の経年変化

※ 数字は平均値を示す。

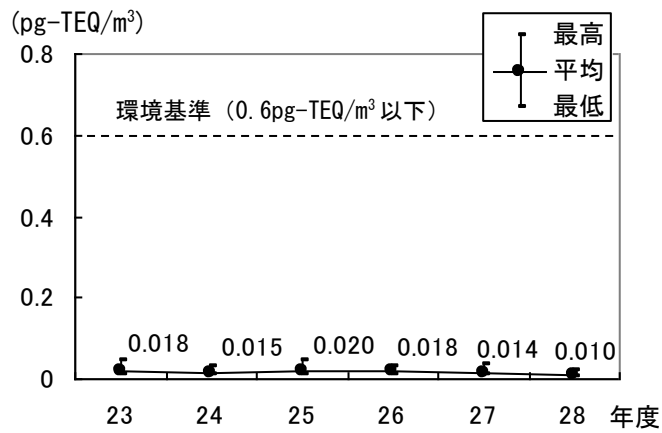


図 2-11 ダイオキシン類濃度の経年変化

※ 数字は平均値を示す。

② 指針値*設定物質

県及び富山市では、大気汚染防止法において、指針値が設定されているアクリロニトリル*等9物質について定期的に調査を実施しており、すべて指針値を下回っています。しかしながら、これらの有害大気汚染物質については、健康影響リスクの低減のため、大気中の濃度をより低下させていくことが望まれます。

表 2-4 指針値

物 質	環 境 上 の 条 件
アクリロニトリル	年平均値が $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー*	年平均値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム*	年平均値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン*	年平均値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン*	年平均値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水銀及びその化合物*	年平均値が $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ニッケル化合物*	年平均値が $0.025 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
マンガン及びその化合物*	年平均値が $0.14 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ヒ素及びその化合物*	年平均値が $0.006 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

表 2-5 指針値設定物質の濃度の経年変化

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質 (指針値)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
アクリロニトリル (2以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
塩化ビニルモノマー (10以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
クロロホルム (18以下)	<0.1～ 0.42	0.11～ 0.46	0.11～ 0.32	0.12～ 0.30	0.16～ 0.93	0.18～ 0.28
1,2-ジクロロエタン (1.6以下)	<0.1～ 0.20	<0.1～ 0.17	0.12～ 0.21	<0.1～ 0.20	0.12～ 0.26	0.11～ 0.15
1,3-ブタジエン (2.5以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
水銀及びその化合物 (0.04以下)	0.0013～ 0.0048	0.0017～ 0.0031	0.0017～ 0.0032	0.0017～ 0.0029	0.0015～ 0.0029	0.0014～ 0.0020
ニッケル化合物 (0.025以下)	<0.004	<0.004	<0.004～ 0.0043	<0.004	<0.004	<0.004
マンガン及びその化合物 (0.14以下)	0.012～ 0.051	0.0071～ 0.030	0.010～ 0.024	0.011～ 0.017	0.0098～ 0.028	<0.014～ 0.023
ヒ素及びその化合物 (0.006以下)	0.00083～ 0.0022	0.00061～ 0.0011	0.00075～ 0.0013	0.00079～ 0.0015	0.0010～ 0.0018	0.00055～ 0.00097

2 硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出量

主要な大気汚染物質である硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出量の現況及び将来予測は、次のとおりです。

これらは、工場・事業場への施設稼働状況に関するアンケート調査や、自動車の交通量に関する統計資料等から燃料使用量等を把握し、この数値から大気汚染物質排出量を算出して推計しました。

表 2-6 のとおり、工場・事業場の燃料使用量は増加し、家庭の燃料使用量は減少が見込まれます。また、自動車交通量は横ばいの状況が見込まれます。船舶については、今後、環日本海地域の物流拠点である伏木富山港で入港量の増加が見込まれます。

表 2-6 燃料使用量等

年 度		燃料使用量等	2014 (H26)	2021(予測)
発 生 源				
固 定	工 場 ・ 事 業 場	燃料使用量 (重油換算) (千 kℓ/年)	2,321	2,465
	富 山		772	760
	高 岡 ・ 射 水		1,426	1,584
	新 川		95	93
	砺 波 ・ 小 矢 部		28	28
	家 庭	燃料使用量 (重油換算) (千 kℓ/年)	338	324
	富 山		173	168
	高 岡 ・ 射 水		100	95
新 川	33		31	
砺 波 ・ 小 矢 部	32	30		
移 動	自 動 車	自動車交通量 (億台 km/年)	88	87
	富 山		39	38
	高 岡 ・ 射 水		23	23
	新 川		11	11
	砺 波 ・ 小 矢 部	15	15	
	船 舶	入港量 (総万 t/年)	1,150	1,216
	富 山		190	219
	高 岡 ・ 射 水		941	977
新 川	20		20	
砺 波 ・ 小 矢 部	—	—		

※ 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

※ 富山地区：富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町 高岡・射水地区：高岡市、氷見市、射水市
新川地区：魚津市、黒部市、入善町、朝日町 砺波・小矢部地区：砺波市、小矢部市、南砺市

※ 自動車交通量（億台 km/年）は、「道路交通センサス（国土交通省）」、「自動車輸送統計年報（国土交通省）」等の統計データを利用し、道路の交通量（台）に区間延長（km）を乗じて求めた。

(1) 硫黄酸化物排出量

硫黄酸化物排出量については、表 2-7 及び図 2-12 のとおり、2021 年度は、県全体として現状（2014 年度）より 15%の減少が見込まれます。

工場・事業場については、老朽化した施設の廃止等により、排出量の減少が見込まれます。

表 2-7 硫黄酸化物排出量 (単位：千 Nm³/年)

年 度		2014	2021(予測)
発 生 源		(H26)	
固 定	工場・事業場	1,626	1,370
	自 動 車	4	4
移 動	船 舶	60	65
	合 計	1,690	1,439

※ 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

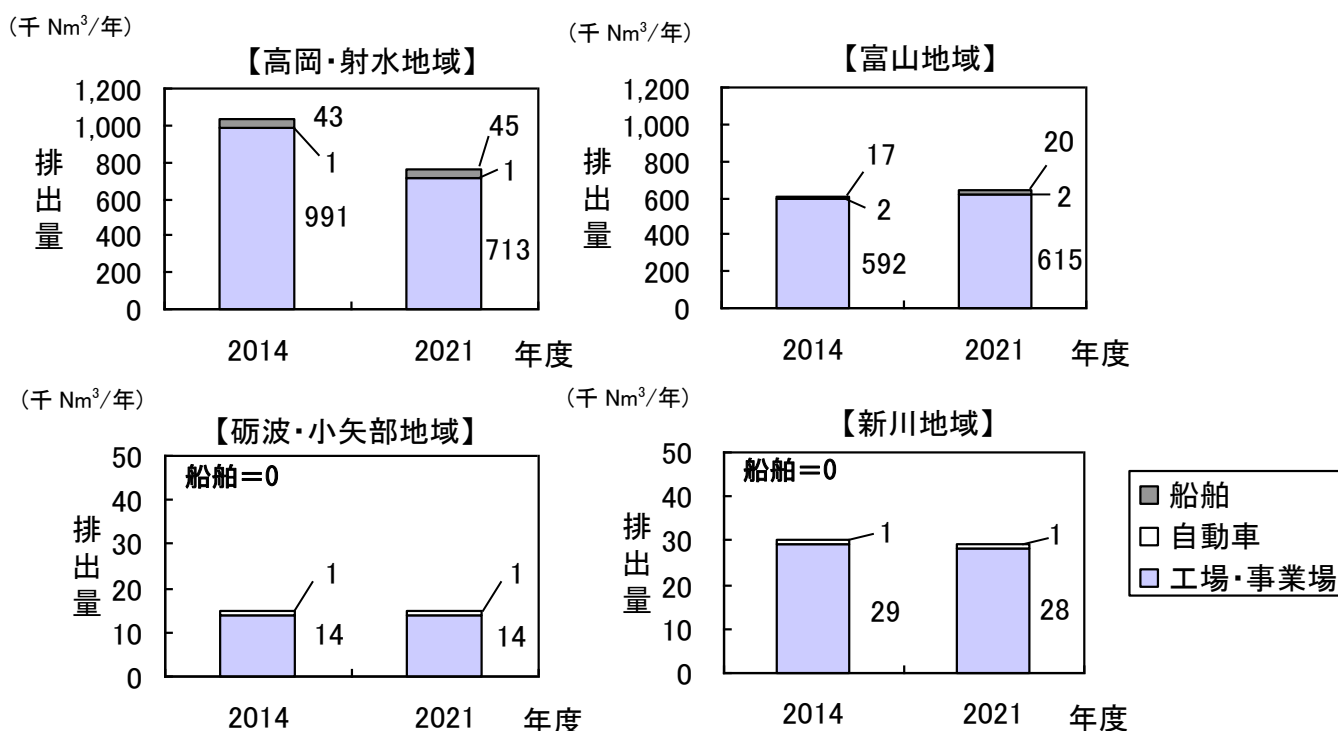


図 2-12 地域別硫黄酸化物排出量

各地域における 2021 年度の排出量が、2014 年度と比較して減少又は横ばいであると見込まれ、新たな大規模発生源の立地も計画されていないことから、2021 年度においても二酸化硫黄濃度は環境基準を十分下回るものと考えられます。

(2) 窒素酸化物排出量

窒素酸化物排出量については、表 2-8 及び図 2-13 のとおり、2021 年度は、県全体として現状（2014 年度）より 21%の減少が見込まれます。

工場・事業場については、老朽化した施設の廃止等により、また、自動車については、低公害車の普及が進み、新たな排出ガス規制に適合した自動車の割合が増加することから、排出量の減少が見込まれます。

表 2-8 窒素酸化物排出量 (単位：千 Nm³/年)

発生源		2014 (H26)	2021(予測)
固 定	工場・事業場	3,820	3,355
	家 庭	268	257
移 動	自 動 車	1,433	740
	船 舶	106	113
合 計		5,627	4,465

※ 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

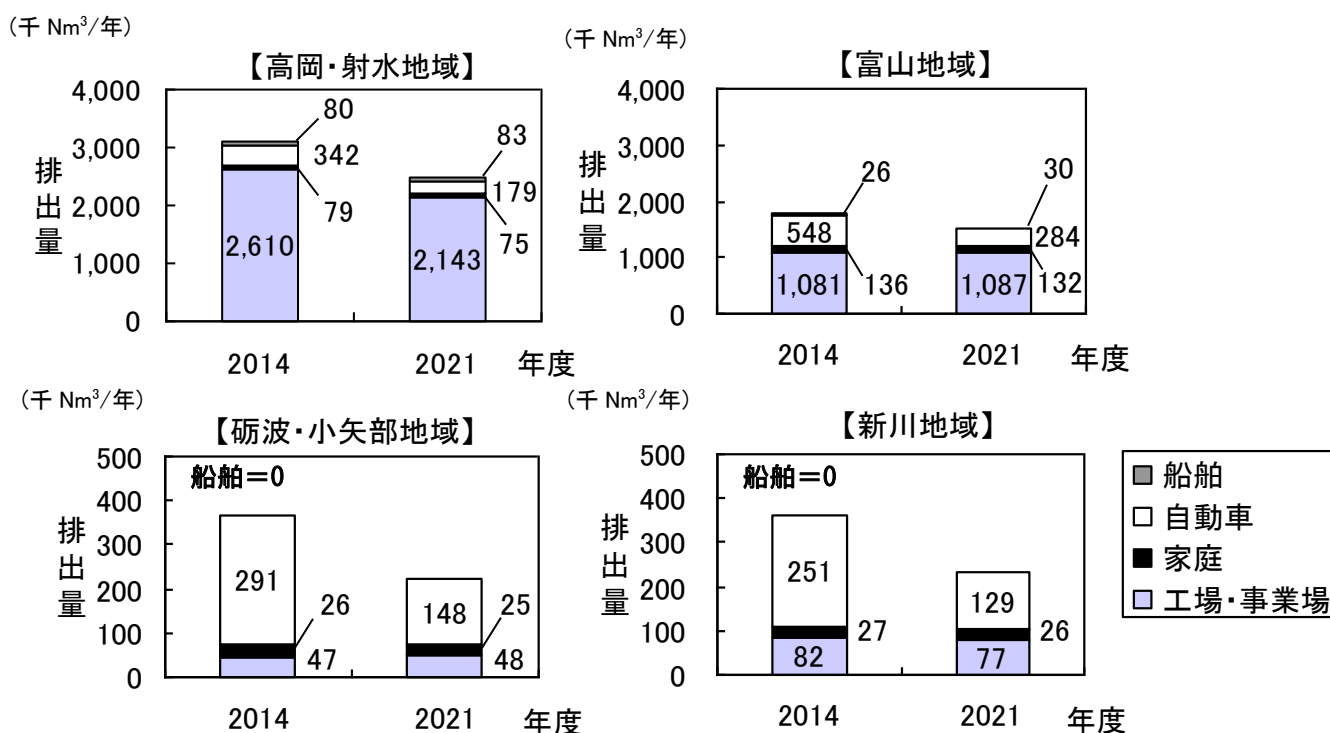


図 2-13 地域別窒素酸化物排出量

各地域における 2021 年度の排出量が、2014 年度と比較して減少すると見込まれることから、2021 年度においても二酸化窒素濃度は環境基準を下回るものと見込まれます。

3 石綿

石綿（アスベスト）は、天然の繊維状の鉱物で、その粉じんを吸入することにより、中皮腫などの重篤な健康障害を引き起こすおそれがあるため、過去に石綿含有建築材料を使用して建築された建築物等の解体や改修の際には、石綿が飛散しないよう適切な措置を講じる必要があります。

石綿が使用されている建築物等において石綿の除去、囲い込み及び封じ込めが行われる場合は、大気汚染防止法に基づく届出が必要であり、県内では表 2-9 のとおり年間 180 件程度の届出が行われています。

表 2-9 大気汚染防止法等に基づく石綿除去等作業の届出状況

年度	作業の種類	処理方法別届出件数			計
		除去	囲い込み	封じ込め	
23		145	0	0	145
24		142	0	1	143
25		160	0	0	160
26		188	0	0	188
27		159	1	1	161
28		178	2	1	181

※ 除去：使用されている石綿を取り除く方法

囲い込み：石綿が露出しないように覆うことにより、飛散しないようにする方法

封じ込め：石綿に薬液を散布して固定することにより、飛散しないようにする方法

県では、大気中の石綿濃度の実態を把握するため、住宅地域等で定期的に石綿濃度の調査を実施しており、その結果は表 2-10 のとおりで、全国の調査結果と同程度です。

表 2-10 石綿環境調査結果（平成 23～28 年度）

年度	調査地点数	石綿濃度（本/ℓ）
23	14 地点	0.074～0.37
24	14 地点	不検出～0.28
25	14 地点	不検出～0.39
26	14 地点	不検出～0.17
27	14 地点	不検出～0.22
28	14 地点	不検出～0.22

※ 全国の調査結果（平成 27 年度） 不検出～0.79 本/ℓ

石綿の除去等については、県内では、大規模建築物において多く行われており、今後は小規模な住宅等において増加するものと考えられます。

国土交通省による民間建築物の解体棟数の推計によると、石綿を含む可能性のある建築物が全国で約 280 万棟あり、建築物の耐用年数が 30～50 年程度であることを踏まえ、2028 年頃に解体作業のピークを迎えると予測されていることから、石綿の飛散防止に向けた指導をより一層徹底していく必要があります。

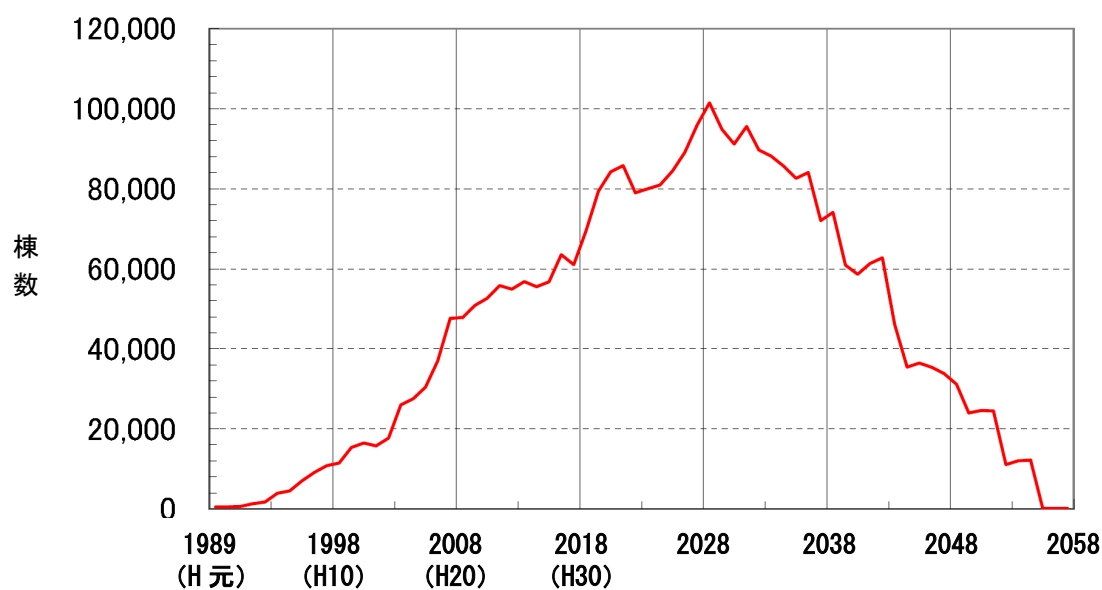


図 2-14 民間建築物の年度別解体棟数推計 (国土交通省)

4 揮発性有機化合物(VOC)

光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（VOC）については、大気汚染防止法に基づく施設の届出や排出濃度の規制が行われており、対象の工場・事業場や施設の数、表 2-11 のとおりです。

表 2-11 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の届出状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

工場・事業場数		13
揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設 数	化学製品製造用乾燥施設	4
	吹付塗装施設	5
	塗装用乾燥施設	0
	接着用乾燥施設（印刷回路、粘着テープ等、包装材料製造用）	9
	接着用乾燥施設（印刷回路、粘着テープ等、包装材料製造用及び木材・木製品製造用を除く。）	5
	オフセット輪転印刷用乾燥施設	3
	グラビア印刷用乾燥施設	1
	工業用洗浄施設	0
	貯蔵タンク	0
施設数合計		27

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律*（以下「化管法」という。）に基づく PRTR 制度*の集計結果（届出対象、届出対象外（推計））を用いて、表 2-11 の排出規制対象 13 工場・事業場からの揮発性有機化合物（VOC25 物質）の排出量を推定すると、図 2-15 のとおり、県内の排出量の 7%程度しかなく、13 工場・事業場以外からの排出がほとんどを占めています。

さらに、環境省の VOC 排出インベントリ検討会の資料によると、PRTR 制度の対象外の物質（97 物質）も含めた県内の VOC 排出量は、減少傾向にあるものの、合計で 8,998 トンが排出されていると推計されています。

こうしたことから、大気汚染防止法の規制対象とならない工場・事業場を含めて、排出削減に向けた自主的な取組みが必要です。

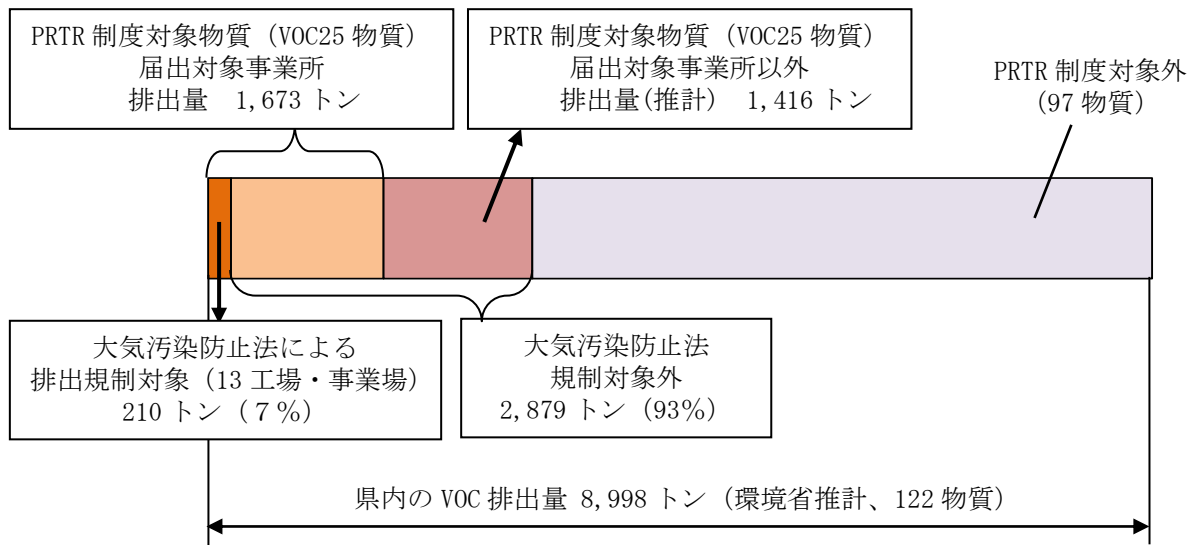


図 2-15 揮発性有機化合物 (VOC) の排出量内訳 (平成 26 年度)

※ PRTR 制度：事業所が化学物質の排出量を国に届け出て、国が全体の排出量を集計・公表する制度 (届出対象事業所は、政令で定める 24 業種に該当し、従業員数が 21 人以上、かつ、化学物質の年間取扱量 1 トン以上の要件あり)

表 2-12 富山県内の揮発性有機化合物排出量の推計結果
(揮発性有機化合物 (VOC) 排出インベントリ検討会 (環境省)、平成 28 年 3 月)
(単位：トン)

年度	22	23	24	25	26
排出量	10,579	11,124	9,272	9,380	8,998

5 有害大気汚染物質

有害な大気汚染物質のうち、有害性の程度や健康リスク*が高いと考えられる物質については、環境省が優先取組物質として23物質を指定しています。

トルエン、ジクロロメタンなどの優先取組物質（ベンゾ[a]ピレンを除く。）の大気中への排出量は、化管法に基づく工場・事業場からの報告によると、表2-13のとおりです。

表2-13 化管法に基づく工場・事業場からの報告による優先取組物質排出量の推移
(単位：kg/年、ダイオキシン類はg-TEQ/年)

物質名		年 度				
		23	24	25	26	27
環境基準設定物質	ベンゼン	4,898	5,206	3,990	4,774	4,593
	トリクロロエチレン	52,500	39,800	42,700	43,600	37,750
	テトラクロロエチレン	14,800	12,700	13,600	12,000	9,400
	ジクロロメタン	400,084	218,134	227,305	195,386	140,033
	ダイオキシン類	1.15	1.15	1.23	0.68	0.62
指針値設定物質	アクリロニトリル	0	0	0	0	0
	塩化ビニル	0	0	0	0	0
	クロロホルム	34,251	38,668	20,616	29,461	29,948
	1,2-ジクロロエタン	15,353	9,319	3,829	4,171	3,250
	1,3-ブタジエン	0	0	0	0	0
	水銀及びその化合物	0	0	0	0	0
	ニッケル化合物	221	141	37	8	11
	マンガン及びその化合物	717	412	804	1,040	563
	ヒ素及びその無機化合物	0	0	0	0	0
ホルムアルデヒド		6,192	5,646	5,319	5,798	5,370
アセトアルデヒド		0	0	0	0	0
ベリリウム及びその化合物		0	0	0	0	0
クロム及び三価クロム化合物		111	161	171	398	320
六価クロム化合物		0	0	0	0	0
酸化エチレン		6,410	6,010	6,120	5,250	5,080
塩化メチル		0	0	0	0	0
トルエン		707,674	656,300	724,416	688,025	596,757
合計		1,243,211	992,497	1,048,907	989,911	833,075

※ 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

また、優先取組物質のうち6物質について、国が化管法に基づき推計した富山県内の移動体（自動車・二輪車・特殊自動車・船舶・鉄道車両・航空機）からの大気中への排出量は、表2-14のとおりです。

表2-14 富山県内の移動体からの優先取組物質排出量の推移

(単位：kg/年、ダイオキシン類はg-TEQ/年)

物質名	年 度				
	23	24	25	26	27
アセトアルデヒド	21,996	21,010	22,293	20,546	19,951
トルエン	263,401	245,062	241,629	217,753	195,268
1,3-ブタジエン	17,254	16,325	13,132	11,648	10,374
ベンゼン	69,500	65,255	64,909	59,334	52,721
ホルムアルデヒド	62,822	60,093	58,218	53,929	54,925
ダイオキシン類	0.010	0.010	0.011	0.009	0.009
合計	434,973	407,745	400,181	363,210	333,239

(経済産業省及び環境省による推計)

工場・事業場や移動体からの優先取組物質の排出量は、近年減少傾向にありますが、年度ごとに変動があることや、排出量が下げ止まっているものもあることから、今後とも着実に排出抑制が進むよう取り組んでいく必要があります。

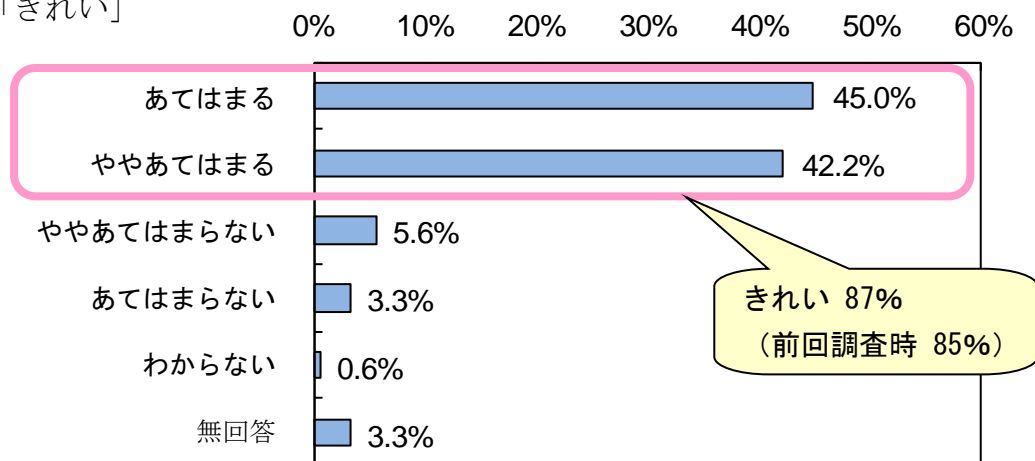
6 大気環境に関する県民の意識

県では、本計画の見直しにあたり、平成27年10月に県政モニター200人を対象に大気環境に関する意識調査を実施したところ、次の結果が得られました。

(1) 本県の大気環境のイメージ

本県の大気環境の晴れた日の空のイメージは、図2-16のとおり約8割以上の方が「きれい」、「さわやか」と感じており、その割合は前回（平成21年7月）と比べてやや高くなっています。

① 「きれい」



② 「さわやか」

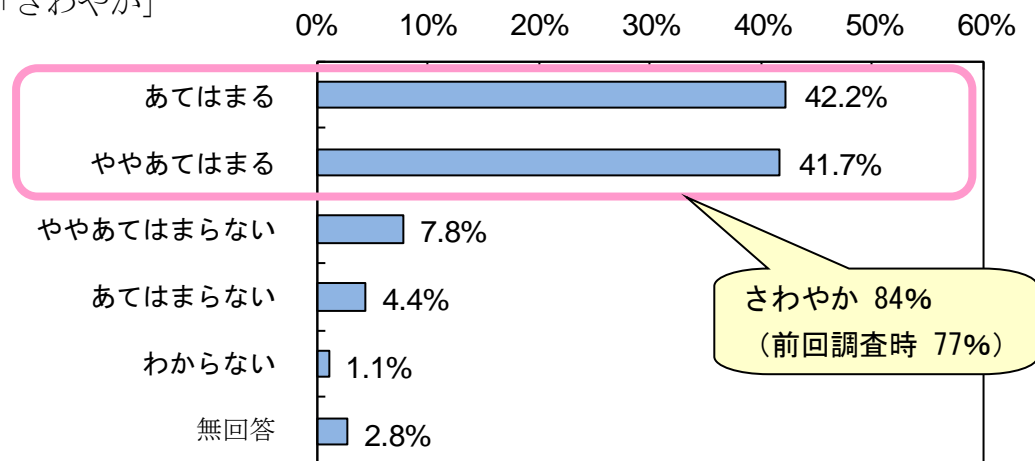


図2-16 本県の晴れた日の空のイメージ

しかしながら、大気環境の10年前との比較については、図2-17のとおり「以前よりきれいになった」と感じている人よりも、「以前よりきたなくなった」と感じている人の割合が高く、大気環境の一層の質の向上が望まれていることがわかります。

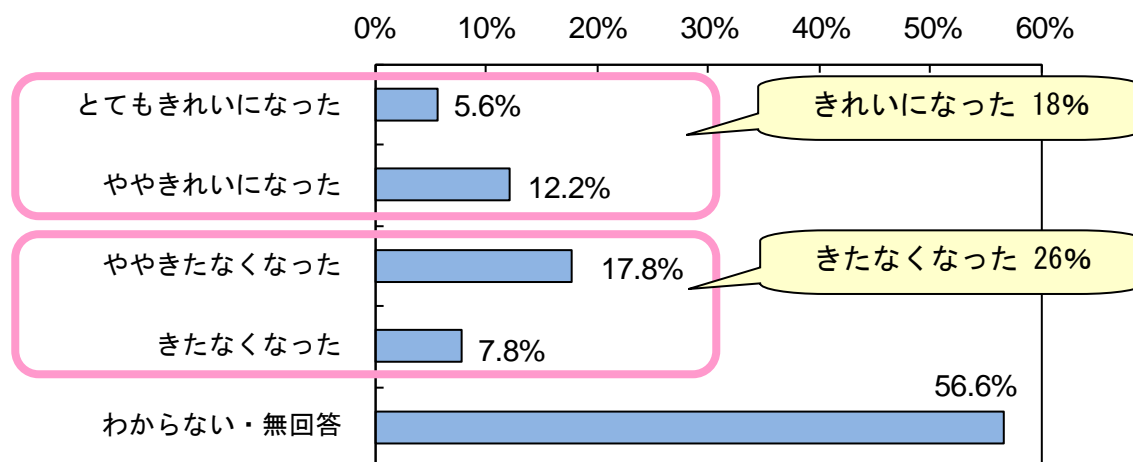


図2-17 大気環境の10年前との比較

(2) 大気環境についての関心

大気環境について関心がある項目については、図2-19のとおり、「自動車からの排出ガス」、「黄砂*・酸性雨*等の広域的な大気汚染」、「工場等からの煙」、「ダイオキシン類・農薬等の化学物質」の順で割合が高くなっています。

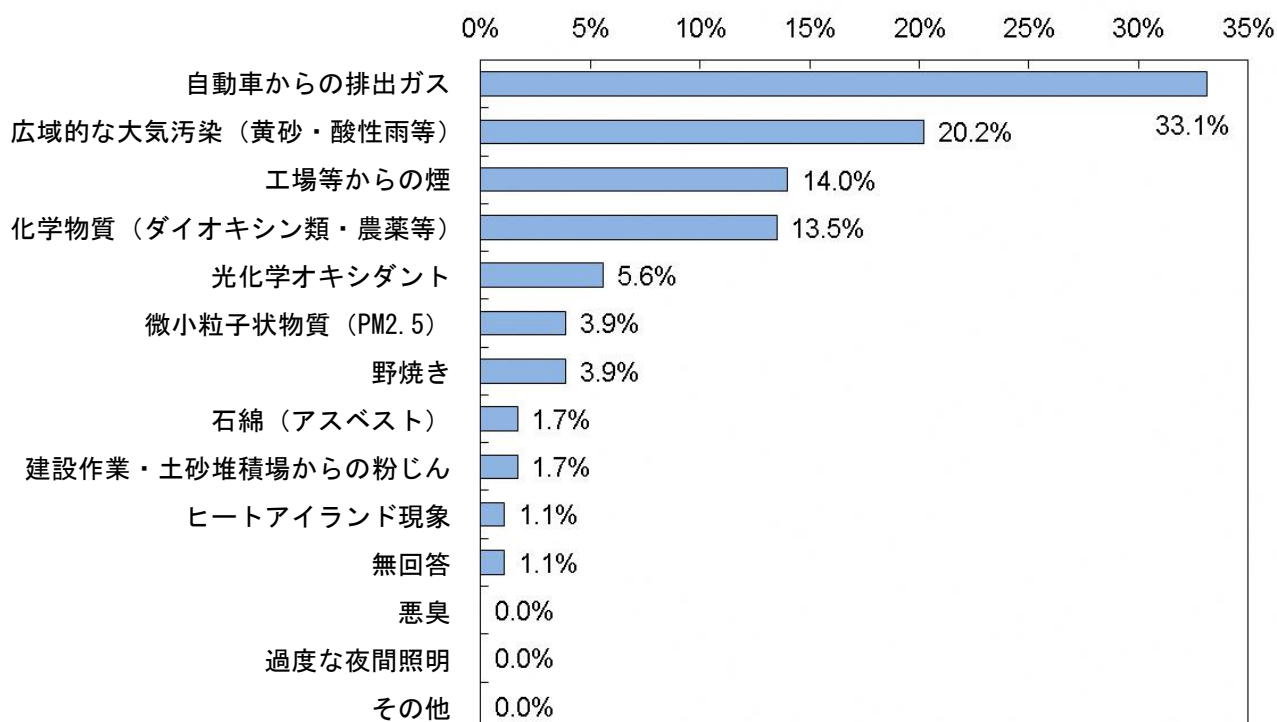


図2-19 大気環境について関心のある項目

自動車からの排出ガスの削減については、国による新車を対象とした排出ガス規制が行われていますが、個々の運転者に対して規制的手法を用いることは困難なため、引き続き、エコドライブの実践や低公害車の導入促進、公共交通機関の利用などに積極的に取り組むことが大切です。

(3) 越境大気汚染

越境大気汚染の問題については、図 2-20 のとおり、約 9 割の人が知っており、関心のある越境大気汚染は、図 2-21 のとおり、「微小粒子状物質 (PM2.5)」の割合が最も高くなっています。

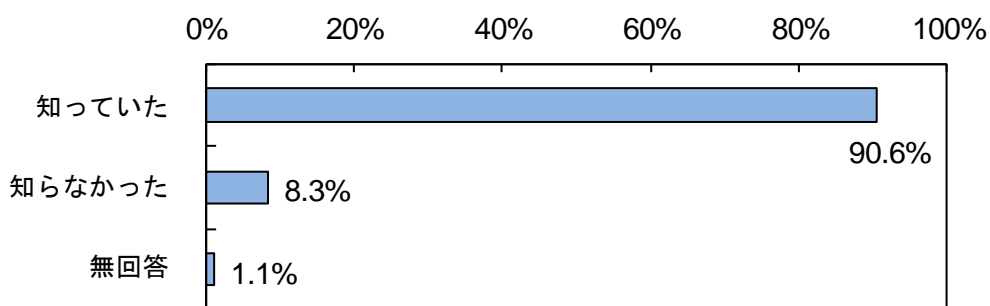


図 2-20 越境大気汚染問題についての認識

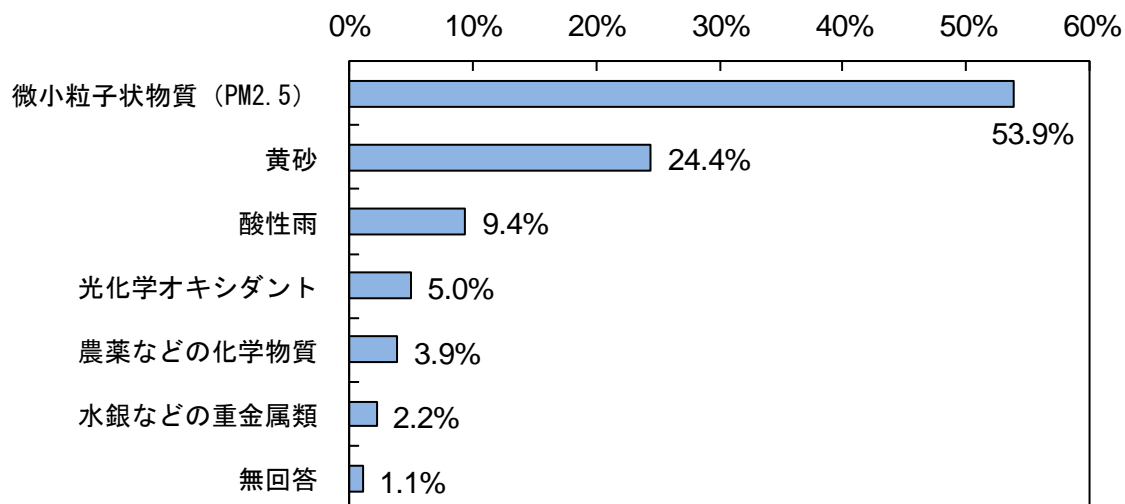


図 2-21 越境大気汚染で関心のある項目

微小粒子状物質 (PM2.5) や黄砂などの広域的な大気汚染については、越境移動のメカニズムや発生源別の寄与割合など十分に把握されていない点もあることから、国に対して対策の充実や地方が行う取組みへの支援の働きかけ、全国の研究機関や産学官の連携による実態の把握などが求められています。

第3章 主要課題

大気環境の現況及び将来予測を踏まえ、今後、取組みを進めていくべき主要課題は次のとおりです。

1 微小粒子状物質に係る発生源情報の収集及び排出抑制対策の検討

微小粒子状物質(PM_{2.5})については、国において平成21年9月に環境基準が新たに定められ、県では22年度以降、自動測定機を順次整備して常時監視を実施しています。28年度は初めて全ての観測局で環境基準を達成しましたが、それ以前は一部の観測局において環境基準を達成していませんでした。

微小粒子状物質は、人為的発生源から直接排出されるほか、大気中での反応による二次生成や国外からの移流など、発生源は多岐にわたり、大気中の挙動も複雑であることから、発生源に関する科学的知見を収集しながら、必要な対策を検討していく必要があります。

2 光化学オキシダント対策の推進

県内の光化学オキシダントについては、本県をはじめ全国的に環境基準を達成できない状況が続いているとともに、平成29年5月には、本県で10年ぶりに光化学オキシダント注意報を発令しました。

引き続き、原因物質のひとつである揮発性有機化合物や窒素酸化物の排出削減に取り組むとともに、オキシダント濃度が注意報発令レベルに達した場合は、速やかに発令し、県民の健康被害の防止に努める必要があります。

3 水銀の大気排出規制への対応

水銀による地球規模での環境汚染や人への健康影響を防止することを目的として、平成25年10月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、29年8月に条約が発効されています。

これを受け、国においては、水銀の大気排出を抑制するため大気汚染防止法を改正し、水銀排出施設に排出基準を設けるなど、30年4月から規制を開始することとしています。

本県においても、今後、水銀排出施設の実態把握や事業者に対する排出抑制に向けた適切な監視指導を行う必要があります。

4 石綿飛散防止対策の徹底

過去に施工された石綿使用の可能性のある建築物の解体工事については、2028年頃をピークに全国的に増加することが予想されています。

石綿の飛散防止の徹底を図るため、平成26年に大気汚染防止法が改正され、解体工事現場における石綿使用の有無の事前調査が義務付けられるなど、規制が強化されています。

県内においても、石綿の飛散を防止するため、石綿を含む建築物の解体や改造、補修作業が適正に行われるよう、法令順守の徹底や、適切な監視指導を行う必要があります。

5 化学物質管理及び有害大気汚染物質対策の推進

平成 28 年 5 月に開催された G 7 富山環境大臣会合では、化学物質管理が議題のひとつとして取り上げられ、化学物質による悪影響を最小化し、適正に管理していくための取組みの重要性について認識するとともに、2020 年以降の化学物質の国際的な議論の加速化について採択されています。

わが国では「化管法」に基づき、国において指定化学物質（462 物質）の排出・移動量の集計結果を毎年公表しており、本県での大気への排出量は、1,937 トン(22 年度)から 1,583 トン(27 年度)へと減少傾向にあります。

また、本県では、有害大気汚染物質（22 物質）についての監視を行っており、全ての地点で環境基準や指針値を下回っていますが、引き続き環境の状況を監視するとともに、排出抑制を推進していく必要があります。

6 県民・事業者による大気環境保全活動の推進及び地球温暖化*対策への貢献

県民アンケートによると、本県の空は「きれい」、「さわやか」と感じる意見が多い一方、以前よりも主要な大気汚染物質の濃度が改善しているにもかかわらず、「10 年前と比べるときたなくなった」と感じている人の割合が高くなっています。こうした意見が多いのは、国外で問題となっている微小粒子状物質（PM2.5）への危惧など、県民の大気環境への不安が大きくなるとともに、求める大気環境のレベルが高くなっていることが考えられます。

県民アンケートを踏まえ、本県の大気環境をさらに向上させていくためには、温室効果ガス*の排出抑制といった地球温暖化対策としても有効である化石燃料使用の削減、エコドライブの実践をはじめ、揮発性有機化合物などの汚染物質排出量の削減、環境に配慮した行動をとるための知識、技能等を身につける環境教育の推進等、県民や事業者による自主的な大気環境保全の取組みをより一層促進する必要があります。

7 大気環境に関する県民への情報提供の充実

国においては、微小粒子状物質（PM2.5）濃度の上昇により、日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えて健康影響が懸念される場合には、注意喚起を行う暫定指針が取りまとめられました。

本県では、国の暫定指針を踏まえて、微小粒子状物質濃度の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがある場合に、より安全側に立って速やかに県民への注意喚起を行っています。

微小粒子状物質や黄砂など、県民の関心の高い大気環境に関する観測データについては、適時幅広く提供していく必要があります。

8 国際的な環境問題に対する貢献

本県では、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）が一時的に高濃度になることがあり、その要因のひとつとして、北東アジア地域からの大気汚染物質の流入の影響が指摘されています。

このような広域的な大気汚染などは、国家間で解決に向けた取組みが必要と考えられますが、問題の解決に向けては、自治体レベルでも可能な限り調査研究、技術協力等の取組みを推進していくことが重要と考えられます。

こうしたなか、平成28年5月に「G7 富山環境大臣会合」が本県で開催され、気候変動や化学物質管理など7つのテーマについて意見交換が行われるとともに、同月に開催した「2016 北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま」では「2016 とやま宣言」が採択されており、これまで本県が培った環境保全の取組みを北東アジア地域での国際環境協力に活かしていく必要があります。

9 大気環境の保全に関する調査研究の推進

本県の大気環境に関しては、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）が高濃度になる要因や、大気汚染物質の国外からの影響の寄与割合など、明らかにされていない問題が残されています。

このような本県の大気環境保全に関する問題を解明し、今後の対策につなげていくためには、本県独自の調査研究に加え、国や他県の研究機関とも連携し、調査研究を推進していく必要があります。

10 環境放射線モニタリングの充実

県ではこれまで、環境放射能*の実態を把握するため、国のモニタリング調査の一環として、環境放射線や降下物等の測定を実施してきました。

福島第一原子力発電所の事故を受けて、国においては、原子力施設から概ね30kmを緊急時防護措置準備区域（UPZ*）として設定し、原子力施設の状況に応じた住民の避難や環境放射線のモニタリング等を実施することとしています。

本県においても、氷見市の一部地域が志賀原子力発電所に係るUPZに含まれたことから、UPZ内における平常時の環境放射線モニタリングを重点的に実施する必要があります。

第4章 計画目標と施策の方向性

<計画目標>

本県は、日本海側屈指の工業集積地域であって、世帯当たりの自動車保有台数が全国2位と高い水準にありますが、工場・事業場及び自動車を主な発生源とする大気中の二酸化硫黄、二酸化窒素をはじめ、主要な大気汚染物質の濃度は、概ね良好な状態で推移しています。

その一方で、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）による一時的な高濃度事象への対応や、石綿や有害な化学物質による健康や環境へのリスクの低減など取り組まなければならない課題も残されています。

こうした状況のなか、今後とも、本県の恵み豊かな環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくためには、人の健康への影響や環境負荷ができる限り低減される安全で持続可能な社会づくりを推進する必要があることから、本計画の目標は、

安全で健康的な大気環境の確保と
次世代につなぐよりよい大気環境づくり

とします。

なお、目標を達成するためには、県が中心となって基本的な大気環境保全対策を実施するほか、県民、事業者及び行政が連携協力し、将来の大気環境の向上に向けた取り組みを続けていくことが重要であることから、施策別に方向性を示すとともに、具体的な目標を設定することとします。

1 大気環境の状況の把握及び大気汚染の未然防止

国においては、人の健康を保護し、生活環境を保全していくうえで維持されることが望ましい基準として環境基準を定めています。また、有害大気汚染物質については、健康リスクの低減を図るための数値として指針値を定めています。

県は、環境基準及び指針値の達成維持に向けて、大気汚染状況の監視や発生源に対する指導など、県民の健康の保護と生活環境の保全に中心的な役割を果たす必要があります。

表 4-1 環境基準及び指針値

区分	物 質	環 境 上 の 条 件
環 境 基 準	二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下* 1 時間値が 0.1ppm 以下
	一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下* 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下
	浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下* 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下
	二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm の ゾーン内又はそれ以下***
	光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下
	微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下 1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下***
	ダイオキシン類	年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
	ベンゼン	年平均値が 0.003mg/m ³ 以下
	トリクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下
	テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下
ジクロロメタン	年平均値が 0.15mg/m ³ 以下	
指 針 値	アクリロニトリル	年平均値が 2 μg/m ³ 以下
	塩化ビニルモノマー	年平均値が 10 μg/m ³ 以下
	クロロホルム	年平均値が 18 μg/m ³ 以下
	1,2-ジクロロエタン	年平均値が 1.6 μg/m ³ 以下
	水銀及びその化合物	年平均値が 0.04 μg/m ³ 以下
	ニッケル化合物	年平均値が 0.025 μg/m ³ 以下
	ヒ素及びその化合物	年平均値が 6ng*/m ³ 以下
	1,3-ブタジエン	年平均値が 2.5 μg/m ³ 以下
マンガン及びその化合物	年平均値が 0.14 μg/m ³ 以下	

* 年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% を除外した値で評価する。

*** 年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値で評価する。

このことから、現在の大気環境基準の達成維持を基本とし、石綿や水銀等による大気汚染を未然に防止するため、次のとおり具体的な目標を設定します。

指標	指標の説明（定義）	現況 〔2015年度 (27年度)〕	具体的な目標 (2021年度)
大気環境基準の達成率	環境基準設定物質（光化学オキシダント、微小粒子状物質、ダイオキシン類を除く）の環境基準の達成率	100%	100%
光化学オキシダントの注意報発令回数	光化学オキシダント濃度（1時間値）が0.12ppm以上となった場合に発令する注意報の回数	0回	0回
微小粒子状物質の環境基準達成率	一般環境観測局における微小粒子状物質の環境基準の達成率	90%	100%
微小粒子状物質の注意喚起実施回数	微小粒子状物質の日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過の予想又は超過のおそれがある場合に行う注意喚起の回数	0回	0回
ダイオキシン類の環境基準の達成率	ダイオキシン類の大気環境基準の達成率	100%	100%
有害大気汚染物質指針値の達成率	指針値が設定された有害大気汚染物質（塩化ビニルモノマー、クロロホルム等9物質）に係る指針値の達成率	100%	100%
石綿除去作業現場における石綿濃度基準の達成率	石綿除去作業現場で測定した濃度の基準（10f/l以下）の達成率	100%	100%
石綿除去作業現場での指導件数	石綿除去作業現場への立入件数のうち指導を実施した件数の割合	54%	25%以下
水銀排出基準の達成率	電気炉、廃棄物焼却施設等の水銀排出施設における排出基準の達成率	—	100%
大気汚染に関する事故件数	大気汚染防止法のばい煙発生施設又は特定施設に係る事故発生件数	2件	0件
大気汚染に係る苦情件数	県や市町村に寄せられた野外焼却や工場の煙などに関する苦情件数	32件	現況より減少させる

2 多様な主体の参加による大気環境保全活動の推進

本県の大気環境のさらなる向上を目指すためには、法律に基づく規制のほか、県民や事業者などの多様な主体が自主的に保全活動に取り組み、日常生活や事業活動から排出される大気汚染物質をできる限り削減する必要があります。

大気汚染物質の多くは、ボイラーや自動車などの燃料の燃焼に伴って発生しており、省資源・省エネルギー活動やエコドライブ運動、ノーマイカー運動等の推進は、温室効果ガスの排出抑制のほか、大気汚染の防止にも大きな効果が期待できます。

このことから、多様な主体が参加する大気環境保全活動を推進するため、次のとおり具体的な目標を設定します。

指標	指標の説明（定義）	現況 〔2015年度〕 〔27年度〕	具体的な目標 (2021年度)
エコドライブ宣言者数	エコドライブ宣言者数の累積人数 (20年度から募集)	113,979人	140,000人
大気環境学習への参加人数	星空観察会等の大気環境保全に関するイベントへの年間の参加人数	200人	400人
揮発性有機化合物(VOC)の排出量	県内における揮発性有機化合物の排出量(環境省推計)	8,998トン (26年度)	現況より減少させる
指定化学物質の大気への排出量	PRTR制度に基づく第一種指定化学物質の大気への排出量	1,583トン	現況より減少させる

3 快適な大気環境の実現に向けた体制の整備

将来にわたって、本県の快適な大気環境を実現していくためには、直接的に環境負荷を減らす発生源対策だけでなく、間接的に大気環境の向上につながる地域づくりを推進することが重要です。

自動車排出ガスの抑制につながる交通網の整備や、排出ガスを緩和して人々にうるおいやすらぎを与える都市公園の整備、豊かな自然や清らかな空気を体感できる里山林の整備など、それぞれの分野において環境に配慮した地域づくりを進めることにより、地域の大気環境の改善と県民の満足感の向上につながります。

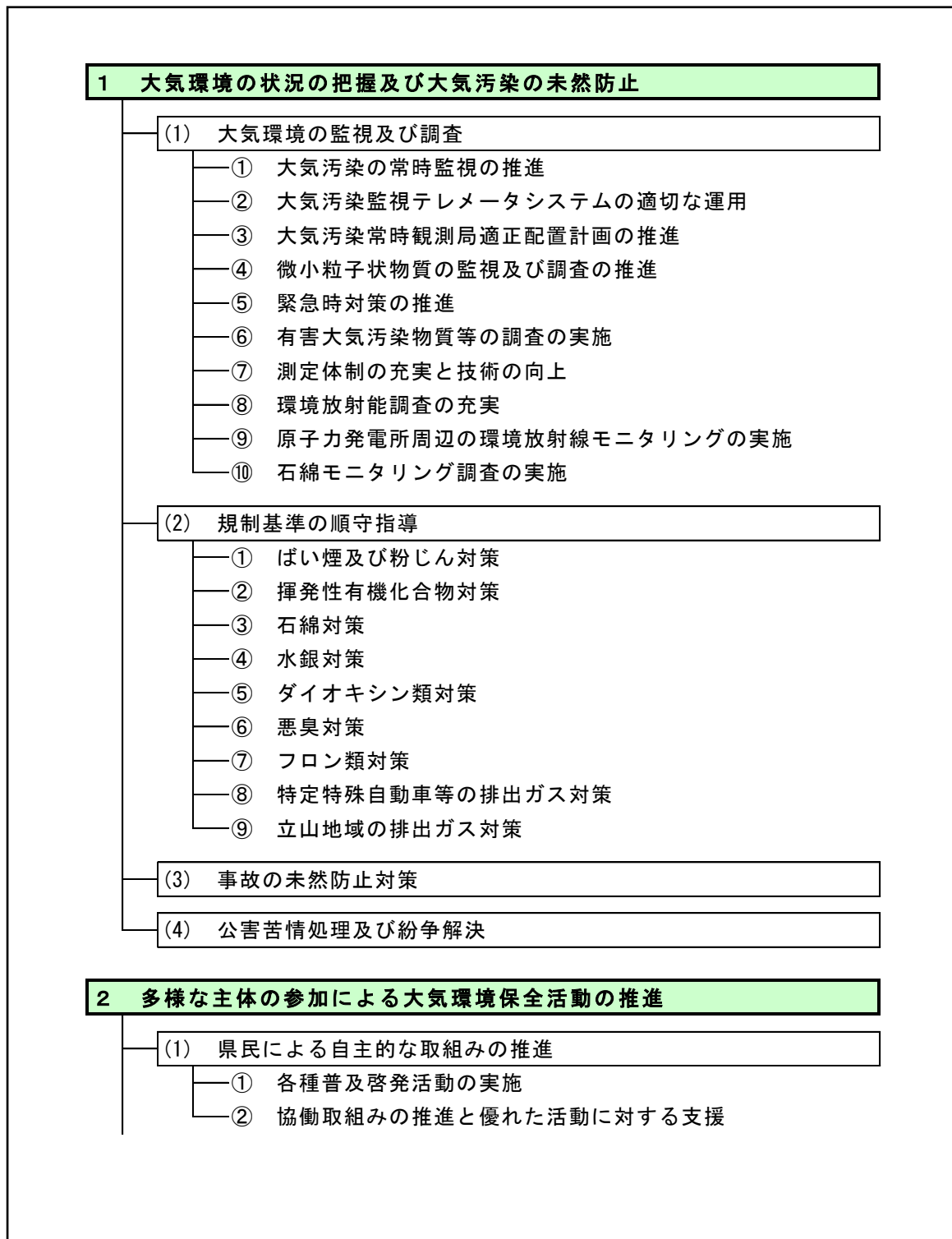
このことから、快適な大気環境の実現に向けた体制の整備を推進するため、次のとおり具体的な目標を設定します。

指標	指標の説明（定義）	現況 〔2015年度〕 〔27年度〕	具体的な目標 (2021年度)
走りやすい道路の延長	改良済み、かつ、混雑することなく円滑に走行できる道路の延長	1,660km	1,670km
パークアンドライド*駐車場の整備	パークアンドライド駐車場設置鉄道駅数	52か所	60か所
都市公園の面積*	快適な環境づくりに向けた都市公園の整備面積	1,599ha (26年度)	1,638ha
里山林の整備面積*	快適な環境づくりに向けた里山林の整備面積	2,381ha	3,600ha
空気がきれいになったと感じる人の割合	アンケート調査による空気がきれいになったと感じる人の割合	18% (26年度)	35%

第5章 計画の推進施策

本県における大気環境の課題に適切に対応し、第4章で掲げた計画目標を達成するため、次の施策体系に基づき各種の施策を推進します。

<施策体系>



(2) 事業者による自主的な取組みの推進

- ① 揮発性有機化合物の排出抑制の促進
- ② 適正な化学物質管理の促進
- ③ 石綿の飛散防止の促進
- ④ 公害防止組織による管理体制の確保
- ⑤ 低公害技術の導入促進
- ⑥ 融資制度を活用した施設整備の促進
- ⑦ 地域の環境保全に貢献する取組みの促進

(3) 自動車排出ガスの低減に向けた取組みの推進

- ① エコドライブ運動の推進
- ② 大気環境の改善に寄与する次世代自動車の導入促進
- ③ 公共交通機関の利用の促進

(4) 地球温暖化防止につながる取組みの推進

- ① 省エネ設備及び再生可能エネルギーの導入促進
- ② 省資源・省エネルギー運動の推進

(5) 大気環境保全のための県の率先行動

- ① 情報の提供の充実
- ② 事務事業の見直しによる環境負荷の低減
- ③ 環境に配慮した物品等の率先導入

3 快適な大気環境の実現に向けた体制の整備

(1) 大気環境の向上に向けた環境整備

- ① 自動車交通の円滑化
- ② 公共交通環境の整備の促進
- ③ 緩衝緑地等の施設整備の推進
- ④ 地域の特性を生かした快適な環境づくり

(2) 大気環境保全に取り組む人づくり

- ① 環境教育の推進
- ② 人材の育成と活用の推進
- ③ 環境教育の活動の場や機会の提供
- ④ 教材・プログラムの整備と活用の推進

(3) 快適な大気環境実現のための調査研究の推進

- ① 微小粒子状物質に関する調査研究
- ② 酸性雨に関する調査研究
- ③ 広域的な連携による調査研究の推進
- ④ 調査研究の成果の公表

(4) 国際的な環境問題に対する貢献

- ① 自治体レベルでの連携協力による取組みの推進
- ② 北東アジア地域での環境の実態把握や改善に向けた技術協力
- ③ 環境保全に寄与する人材の育成

1 大気環境の状況の把握及び大気汚染の未然防止

(1) 大気環境の監視及び調査

① 大気汚染の常時監視の推進

大気汚染物質の濃度を的確に観測し、環境基準の達成状況を把握するとともに、大気汚染常時観測局の適切な維持管理に努めます。

② 大気汚染監視テレメータシステムの適切な運用

大気汚染の状況を適確に把握するため、大気汚染監視テレメータシステムを適切に維持管理し、インターネット等で県民への情報提供に努めます。また、正確で信頼性のあるデータ収集を確保するため、システムを計画的に更新します。

③ 大気汚染常時観測局適正配置計画*の推進

大気汚染の常時監視を効率的かつ効果的に行うため、大気汚染の現況を踏まえ、「大気汚染常時観測局適正配置計画」を適宜見直し、観測項目の再検討や観測局の集約化等を進めます。

④ 微小粒子状物質の監視及び調査の推進

微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、必要な常時監視体制を整備するとともに、発生源や地域特性を踏まえて必要な地点で成分分析を行い、実態の把握と発生源に関する知見の集積に努め、本県の現状を踏まえた対策を検討します。

⑤ 緊急時対策の推進

光化学オキシダント等の濃度が上昇した場合には、「大気汚染緊急時対策要綱*」に基づき速やかに注意報を発令し、市町村、学校等への連絡、報道機関による広報、厚生センターによる健康相談を実施するとともに、燃料使用量の特に多い工場・事業場（緊急時協力工場）に対しては、ばい煙の排出量の削減を要請して、県民への被害防止に努めます。

また、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の高濃度時には、国の暫定指針よりも安全側に立った県の基準に基づいて早期に注意喚起を行い、市町村、学校等への連絡、報道機関による広報、厚生センターによる健康相談を実施して、県民の健康影響の防止に努めます。

さらには、今後の大気汚染状況の推移に応じて、光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物の排出削減の要請等の新たな緊急時対策について検討します。

⑥ 有害大気汚染物質等の調査の実施

ベンゼンやトリクロロエチレン、水銀などの有害大気汚染物質等について、大気中の濃度を調査し、環境基準等の達成状況を把握します。

⑦ 測定体制の充実と技術の向上

大気汚染に関する測定データは、大気汚染防止施策の実施の基礎となり、常に高い精度と信頼性を確保することから、環境科学センターにおいて分析機器の計画的な整備に努めるとともに、適切な精度管理の実施、国の研修機関への派遣研修による分析技術能力の向上等により、測定体制の充実を図ります。

⑧ 環境放射能調査の充実

環境放射能の実態を把握するため、原子力規制庁のモニタリング調査の一環として降下物（雨・ちり）等の放射能を測定するとともに、県独自に設置しているモニタリングポスト*及び放射性物質分析装置も活用し、必要に応じて環境試料中の放射性物質の調査を実施するなど環境放射能調査の充実を図ります。

⑨ 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングの実施

志賀原子力発電所周辺のUPZ内における環境放射線を監視するため、氷見市内の観測局で空間放射線量率の連続測定を行うとともに、環境試料中の放射性物質の分析を行うなど、平常時から重点的な環境放射線モニタリングを実施します。

また、空間放射線量率はインターネットでリアルタイムに県民に情報提供するとともに、必要に応じてモニタリング機器を増設するなど、緊急時のモニタリング体制の充実を図ります。

⑩ 石綿モニタリング調査の実施

建築物の断熱材等として過去に多く用いられた石綿について、大気中での飛散状況を把握するため、定期的な調査を実施します。

(2) 規制基準の順守指導

① ばい煙及び粉じん*対策

ばい煙又は粉じんの発生施設を設置する工場・事業場に対し、大気汚染防止法又は公害防止条例に基づく立入検査、届出の審査等を通じて、排出基準並びに施設の構造、使用及び管理に関する基準の順守を監視指導するとともに、より環境負荷の少ないエネルギーへの転換を促進します。

また、大規模な工場・事業場の立地などに際しては、環境影響評価条例*に基づく環境影響評価*の手続、公害防止条例に基づく事前協議等を通じて、ばい煙、粉じん等による環境への影響ができるだけ抑制されるよう、計画の段階から工場・事業場を指導します。

さらに、一定規模以上の燃料を使用する工場・事業場については、以下の方針に基づき、硫黄酸化物の自主的な排出削減を指導します。

対 象：大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を有する工場・事業場で、
最大燃料使用量 0.3kl/h 以上のもの

排出量： $Q = K \times W^{0.87}$ により算出される量

$$\left[\begin{array}{l} Q : 1 \text{ 時間あたり最大硫黄酸化物排出量 (Nm}^3\text{/h)} \\ K : \text{地域係数 } \langle \text{地域ごとに設定} \rangle \\ W : 1 \text{ 時間当たりの原燃料使用量 (重油換算) (kl/h)} \end{array} \right]$$

表 5-1 適用地域と最大排出量

適 用 地 域			最大排出量
富山・高岡地域	北部地区	富山市、高岡市、射水市のうち国道 8 号以北で、かつ国道 160 号以東の地区	$Q = 5.0W^{0.87}$
	中部地区	北部地区及び南部地区以外の地区	$Q = 5.5W^{0.87}$
	南部地区	富山市、高岡市、射水市のうち北陸自動車道以南の地区	$Q = 6.0W^{0.87}$
そ の 他 の 地 域			$Q = 6.5W^{0.87}$

富山・高岡地域：旧富山市、旧高岡市、射水市、旧婦中町の区域

② 揮発性有機化合物対策

大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設を設置する工場・事業場に対し、設置等の届出の審査、立入検査等により、排出基準の順守を監視指導します。また、排出抑制対策（塗料・溶剤の適切な保管や低 VOC 製品への切替え、作業工程の見直し等）について普及啓発します。

③ 石綿対策

石綿が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業（解体等作業）において、大気汚染防止法に基づく届出の審査、立入検査を行い、飛散防止対策の徹底を指導するとともに、作業現場周辺の石綿濃度を測定し、適切な監視指導に努めます。

また今後、石綿使用の可能性のある建築物等の解体等作業の増加が予想されることから、石綿の有無の事前調査や調査結果の揭示、作業中の飛散防止対策など、関係者への法令順守の徹底を図るとともに、より効果的・効率的な監視指導体制を構築します。

さらに、災害による損壊家屋の解体にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき、飛散防止のための十分な対策を講じるよう必要な技術的助言や情報提供を行います。

④ 水銀対策

大気汚染防止法に基づく水銀排出施設を設置する工場・事業場に対し、法に基づく排出施設の設置等の届出の審査、立入検査を行い、排出基準の順守を監視指導します。

⑤ ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法*に基づく大気基準適用特定施設を設置する工場・事業場に対し、法に基づく特定施設の設置等の届出の審査、立入検査を行い、排出基準の順守や維持管理の徹底を監視指導します。

また、法に基づき、排出ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定報告を取りまとめ、定期的に公表します。

このほか、ダイオキシン類だけでなく微小粒子状物質（PM2.5）の発生抑制にもつながる野外焼却（野焼き）の自粛について、県民や事業者への啓発に努めます。

⑥ 悪臭対策

市町村の実施する悪臭防止対策に対して、必要に応じて技術的な助言を行うとともに、広域的な事案について調整を図ります。

⑦ フロン類*対策

オゾン層の破壊のほか、地球温暖化にも寄与するフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン排出抑制法*及び自動車リサイクル法*に基づき、フロン類回収業者等に立入検査を行い、フロン類の適正かつ確実な回収・処理を推進します。

また、使用中の機器からのフロン類の漏えいを防止するため、高圧ガス保安法に基づく保安検査や設置者を対象とした講習会等により、機器の適切な維持管理を推進します。

⑧ 特定特殊自動車の排出ガス対策

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律*（オフロード法）に基づき、特定特殊自動車（建設用重機、農業用機械など公道を走行しない特殊自動車）からの排出ガスの排出を抑制し、使用者に対し技術基準への適合を指導するため、必要に応じて立入検査を行い、大気汚染の防止に努めます。

⑨ 立山地域の排出ガス対策

立山有料道路等において運行されるバスからの窒素酸化物及び粒子状物質の排出を規制するとともに、県内バス事業者への改造費の補助や購入資金の融資などの支援を行い、立山地域の貴重な自然環境や優れた景観の保全に努めます。

(3) 事故の未然防止対策

工場・事業場に対して、事故の未然防止に向けてハンドブック、事例集等の活用による自主的な取組みを促すとともに、技術指導及び助言を行います。また、講習会等により、事故の未然防止措置、事故発生時の応急処置、連絡通報体制の整備について啓発を図ります。

(4) 公害苦情処理及び紛争解決

大気汚染に係る公害苦情に対して、市町村及び関係機関と連携し、迅速かつ適正に対応します。

特に野外焼却（野焼き）については、苦情件数が最も多く、微小粒子状物質（PM2.5）の局所的な濃度上昇の原因となることから、市町村や関係機関と連携して、不適切な野焼きをしないよう啓発・指導に取り組みます。

また、公害に関する民事上の紛争について、公害審査会*において公正かつ中立な立場で、あっせん、調停*及び仲裁*を行い、紛争の解決を図ります。

2 多様な主体の参加による大気環境保全活動の推進

(1) 県民による自主的な取組みの推進

① 各種普及啓発活動の実施

県民の大気環境保全に関する理解を深めるとともに、自主的に大気環境保全活動に取り組む意識の高揚を促すため、環境月間（6月）、エコドライブ推進月間（11月）、大気汚染防止推進月間（12月）等の強調期間を中心として、各種啓発イベントの開催、マスメディアを活用した広報等に努めます。

また、県民が大気環境保全について考える機会となるよう、星空観察（スターウォッチング*）、ライトダウンキャンペーン*、環境科学センターによる夏休み子供科学研究室*等を開催し、参加を呼びかけます。

② 協働取組みの推進と優れた活動に対する支援

大気環境保全活動の県民への普及を促すため、活動団体の連携を図りながら協働取組みを推進するとともに、活動成果の広報等の支援に努めます。

また、優れた活動を表彰することにより、県民の取組み意欲の増進を図ります。

(2) 事業者による自主的な取組みの推進

① 揮発性有機化合物の排出抑制の促進

光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）の原因物質である揮発性有機化合物（VOC）は、塗装、印刷、接着等の様々な工程で多く用いられていることから、大気汚染防止法の規制対象とならない工場・事業場を含めて、揮発性有機化合物の排出削減に向けた自主的な取組みを促すため、事業者を対象としたセミナーの開催や情報の提供など、技術的な支援を行います。

また、国の推計結果やPRTR制度に基づく届出集計情報を活用して、県内における揮発性有機化合物の大気中への経年的な排出実態の把握に努めながら、排出抑制対策を促進します。

② 適正な化学物質管理の促進

事業者による自主的な化学物質の適正な管理と大気中への排出抑制を図るため、引き続き、本県が作成した「化学物質管理計画策定ガイドライン*」等を活用して、事業者による化学物質管理計画の策定や原材料の転換、工程の見直しなどを促進します。

また、事業者が取り扱う化学物質の情報開示や地域住民とのコミュニケーションの方法について必要な助言指導や情報提供を行います。

- ③ 石綿の飛散防止の促進
石綿が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する場合、工事の発注者及び受注者が行うべき事前調査、調査結果の掲示、届出等が適切に実施されるよう、必要な助言指導や情報提供を行います。
- ④ 公害防止組織による管理体制の確保
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、公害防止統括者、公害防止管理者等による組織体制を明確にするとともに、ばい煙発生施設の維持管理や測定データの管理などが適切に行われるよう必要な助言指導を行います。
- ⑤ 低公害技術の導入促進
事業者の大気環境への負荷の低減に向けた取組みを促すため、排ガスの高度処理技術等の情報提供を行うとともに、的確な技術指導に努めます。
また、(公財)とやま環境財団*等と連携して、中小企業向けの環境マネジメントシステム*であるエコアクション 21* (EA21)等の認証・登録を促進します。
- ⑥ 融資制度を活用した施設整備の促進
中小企業等の自主的な公害防止施設の整備を促すため、中小企業環境施設整備資金融資等により金融上の支援をします。
- ⑦ 地域の環境保全に貢献する取組みの促進
企業の CSR 活動の一環として行われる大気環境の改善やリスクコミュニケーション*の推進などにつながる活動の実施など、地域環境や住民の理解の向上に向けて、事業者が自主的に取り組む活動を促進します。

(3) 自動車排出ガスの低減に向けた取組みの推進

- ① エコドライブ運動の推進
自動車からの大気汚染物質及び温室効果ガスの排出を削減するため、関係団体と連携してエコドライブ体験会の開催、エコドライブ宣言の募集等によりエコドライブ推進事業を展開し、エコドライブの実践の拡大と定着を推進します。
- ② 大気環境の改善に寄与する次世代自動車*の導入促進
大気汚染物質及び温室効果ガスの排出削減効果が大きい次世代自動車（電気自動車、燃料電池車等）の導入を促すため、急速充電設備*の整備を促進するとともに、水素ステーション等の普及啓発に取り組むなど、次世代自動車を利用できる環境を整備します。

③ 公共交通機関の利用の促進

関係団体、交通事業者等と連携してパークアンドライドの実践及びノーマイカー通勤の呼びかけ等によりマイカーから公共交通機関への転換を促進し、交通渋滞の発生及び大気環境の悪化を低減します。

(4) 地球温暖化防止につながる取組みの推進

① 省エネ設備及び再生可能エネルギー*の導入促進

化石燃料の削減は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制のみならず、硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質の排出抑制にも有効と考えられます。そのため、県民、事業者の省エネルギーの徹底、エネルギー転換及び効率的なエネルギー利用促進の観点から、省エネ家電、省エネ住宅等の普及、環境負荷の少ないエネルギー利用、事業所における環境マネジメントシステム認証取得の推進、ESCO*事業の普及等を図ります。

また、本県の豊かな水資源などの地域特性を活かし、中小河川や農業用水路等を活用した小水力発電所*の整備をはじめ、恵まれた住環境や遊休地等を活用した太陽光発電の導入など、再生可能エネルギーの導入を促進します。

② 省資源・省エネルギー運動の推進

県民の省資源・省エネルギーに向けた取組みの普及啓発を図るとともに、事業所における環境マネジメントシステム認証取得の推進、ESCO事業の普及等を図ります。

(5) 大気環境保全のための県の率先行動

① 情報の提供の充実

県民及び事業者の自主的な大気環境保全に関する取組みを促すため、県内の大気環境の状況、県等が実施する各種事業の案内、取組みの支援策に関する情報等をインターネット等により提供します。

特に、大気汚染についての常時監視の速報値、大気汚染緊急時の情報、花粉の飛散状況等については、インターネット等でリアルタイムに公表するとともに、よりわかりやすく、多方面での情報提供を図ることにより、県民の安全で安心な生活を確保します。

また、出前県庁しごと談義、環境保全技術講習会等により、県民との対話を通じて、取組みに役立つ情報の積極的な発信に努めるとともに、行政に対するニーズを的確に把握し、今後の施策に反映します。

さらに、環境フェアや、環境科学センターの一般公開、施設見学により、環境保全に関する理解を深めていただく機会を提供するほか、(公財)とやま環境財団と連携して環境保全相談に応じ、県民及び事業者の環境保全活動を支援します。

② 事務事業の見直しによる環境負荷の低減

「富山県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（新県庁エコプラン*）第4期計画に基づき、環境保全の推進の観点から、県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

また、県庁独自の環境マネジメントシステムに基づき、環境に配慮したオフィス活動に取り組むとともに、公共事業における配慮指針等に基づき、県が実施する全ての事業で環境への負荷*を低減する取り組みを推進します。

③ 環境に配慮した物品等の率先導入

「グリーン購入*調達方針」に基づき、環境負荷の低減に配慮した物品及びサービスの調達を推進します。

特に自動車については、次世代自動車を導入するとともに、排気量の小さい自動車等の選択に努めます。

また、県有施設における効率の高い空調機や LED 照明への更新、太陽光発電の導入等の、庁舎のグリーン化にも取り組めます。

3 快適な大気環境の実現に向けた体制の整備

(1) 大気環境の向上に向けた環境整備

① 自動車交通の円滑化

自動車の運行に伴う排出ガスを低減するため、バイパス整備、道路改良等による交通流の分散化*及び円滑化を進めます。また、信号機の高度制御、車両感知器の整備、道路交通情報通信システム* (VICS)等による情報提供を充実し、交通管理システムの拡大と高度化を推進します。

② 公共交通環境の整備の促進

県民の公共交通機関の利用を促すため、市町村及び交通事業者が行う計画策定、施設整備事業等の公共交通の活性化事業を支援します。

③ 緩衝緑地*等の施設整備の推進

大規模な工業地域から排出されるばい煙が住居地域等に及ぼす影響を緩和するため、富山新港地区に整備されている緩衝緑地「県民公園新港の森」の適切な管理・運営に努めます。

また、工業団地及び道路の周辺における植樹、市街地における都市公園の整備等により、工場・事業場から排出されるばい煙及び自動車排出ガスの影響、熱の滞留の緩和に努めます。

④ 地域の特性を生かした快適な環境づくり

都市の人々にうるおいとやすらぎを与える都市公園の整備や、豊かな自然があふれる里山の整備等、都市や里山それぞれの地域の特性を生かした快適な大気環境づくりに向けた取組みを推進します。

(2) 大気環境保全に取り組む人づくり

① 環境教育の推進

「富山県環境教育等行動計画」に基づき、県民一人ひとりが大気環境に関心を持ち、環境保全に対する理解を深め、自ら進んで環境保全活動に取り組むよう、情報の提供や学習の機会の提供により、環境教育を推進します。

② 人材の育成と活用の推進

地域や事業所などで環境教育を実践している優れた人材を積極的に活用しながら、環境教育のリーダー的役割を担う人材の育成に努めます。

また、関係団体と連携・協働しながら、星空観察（スターウォッチング）のリーダー、地球温暖化防止活動推進員、フォレストリーダー*等を養成し、学校や地域などで環境保全活動を推進します。

③ 環境教育の活動の場や機会の提供

環境教育の取組みを一層広げるため、県民の環境保全活動の気運を盛り上げる各種キャンペーンや行事の開催など、活動の場を提供します。

また、(公財)とやま環境財団などの関係団体と連携して、スターウォッチングやエコドライブ体験会、ライトダウンキャンペーン等大気環境保全を学習する機会の充実を図るとともに、「エコノワとやま」での交流を通じて活動団体間の情報交換を進めます。

④ 教材・プログラムの整備と活用の推進

教育機関及び関係団体と連携して、スターウォッチングの手引書等の快適な環境づくりに関する教材を整備します。また、社会情勢等の変化や幅広い年齢層に対応したプログラムの整備に努めます。

(3) 快適な大気環境実現のための調査研究の推進

① 微小粒子状物質に関する調査研究

全国の自治体と連携し、高濃度時の構成成分を調査するほか、日本海に面し、標高差を有する本県の地理的特長及びライダー* (黄砂観測装置) を活用した調査を行うことにより、越境汚染の実態、寄与等を把握します。

また、沿道環境における調査等により、自動車発生源の寄与を評価するなど、地域汚染の実態を把握します。

さらに、有識者や行政、関係団体で構成する「微小粒子状物質発生源対策研究会」において、発生源情報の収集や、排出抑制策についての検討を行います。

② 酸性雨に関する調査研究

国等と連携して、県内の酸性降下物の調査を行うとともに、植生等への影響を把握します。

③ 広域的な連携による調査研究の推進

全国の自治体と連携した調査の実施や、国立環境研究所等による研究機関のネットワークに参画するなど、広域的な連携による調査研究を推進します。

④ 調査研究の成果の公表

調査研究の成果は、環境科学センターの研究成果発表会や年報のほか、インターネット等を活用して広く県民へ公表します。

(4) 国際的な環境問題に対する貢献

- ① 自治体レベルでの連携協力による取組みの推進
環境省や関係機関の事業を活用しながら、地方自治体間で大気環境の改善に向けた取組みを推進します。
- ② 北東アジア地域での環境の実態把握や改善に向けた技術協力
「北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま」で採択された「2016 とやま宣言」に基づき、大気汚染などの共通の課題について、実態把握や情報共有に努めるとともに、改善に向けた技術協力を推進します。
- ③ 環境保全に寄与する人材の育成
北東アジア地域の地方自治体の青少年を対象とした環境保全体験交流プログラム等の実施により、将来の国際環境協力のリーダーとなる人材の育成に努めるとともに、地域住民の環境保全活動に取り組む意欲の増進に努めます。

第6章 計画の推進体制

本計画の効果的な推進を図るためには、県民一人ひとりが、大気環境の保全への関心や理解を深め、県民・民間団体等、事業者及び行政が互いに連携協力しつつ、それぞれが主体的・自発的に大気環境の保全に取り組む必要があります。

このため、以下の役割に沿って、安全で健康的な大気環境の確保と次世代につなぐよりよい大気環境づくりに向けた取組みを進めます。

1 県民・民間団体等、事業者及び行政の役割

(1) 県民・民間団体等の役割

- ① 日常生活に伴う大気環境への負荷を低減するよう努める。
- ② 自らが主体的に行動しよりよい大気環境づくりに努める。
- ③ 県及び市町村が実施する大気環境の保全に関する施策に協力する。
- ④ 快適な大気環境づくりのため、地域ぐるみで積極的に行動する。

【具体的な取組み】

- ① マイカー使用の自粛、公共交通機関及び自転車の積極的な利用等の省資源・省エネルギー型のライフスタイルへの転換
- ② 不必要なアイドリング、エンジンの空ぶかし、急発進・急加速の自粛等のエコドライブの実践及び次世代自動車への転換
- ③ 緑地保全、緑化活動等の地域の環境保全活動への積極的な参加
- ④ 野外焼却（野焼き）の自粛
- ⑤ 廃棄物の発生抑制、グリーン購入等、家庭での環境保全活動の実施

(2) 事業者の役割

- ① 事業活動に伴って生ずるばい煙等の公害を防止するために必要な措置を講ずる。
- ② 事業活動に伴う大気環境への負荷を低減するよう努める。
- ③ 自らが行動しよりよい大気環境づくりに努める。
- ④ 県及び市町村が実施する大気環境の保全に関する施策に協力する。
- ⑤ 快適な大気環境づくりのため、地域環境保全活動を積極的に実施する。

【具体的な取組み】

- ① 事業活動に伴う公害防止と公害防止管理体制の確保
- ② 環境負荷の少ないエネルギー源の利用や省資源・省エネルギーの推進
- ③ 原材料の転換、生産、流通等の各段階での環境負荷の低減
- ④ 事業所敷地内及び周辺の緑化・美化活動等の地域環境保全活動の実施
- ⑤ 環境マネジメントシステムや環境会計*の導入等による環境管理システムの充実
- ⑥ 事業活動に伴う環境負荷及び環境保全活動等の環境情報の開示及び提供
- ⑦ 従業員に対する環境教育及び環境保全活動の推奨

(3) 行政の役割

【県の役割】

- ① 大気環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。
- ② 市町村が行う大気環境の保全に関する施策の総合調整を行う。
- ③ 自らよりよい大気環境づくりに努める。
- ④ 大気環境の保全に関する啓発を行う。
- ⑤ 県民・民間団体等及び事業者の大気環境の保全活動に関する支援に努める。

【市町村の役割】

- ① 大気環境の保全に関し、地域特性を踏まえた施策を推進し、実施する。
- ② 自らよりよい大気環境づくりに努める。
- ③ 県と連携して、県民・民間団体等及び事業者の大気環境の保全に関する取組みを推進する。

【具体的な取組み】

ア 県

- ① 長期的展望に立った大気環境の保全に関する総合的な施策の調整及び展開
- ② 光化学オキシダント、黄砂、微小粒子状物質（PM2.5）等の広域的な環境問題に関する周辺自治体及び国との連携協力
- ③ 事業者及び市町村に対する技術的助言、指導及び支援
- ④ 大気環境の保全に関する調査研究の推進
- ⑤ 一事業者及び一消費者としての大気環境の保全に関する率先した行動の実践
- ⑥ 出前県庁しごと談義の実施、各種説明会やインターネット等を活用した環境情報の提供及び啓発
- ⑦ 大気環境の保全に貢献した個人、団体に対する表彰の実施

イ 市町村

- ① 地域特性を踏まえた大気環境の保全に関する施策の推進
- ② 一事業者及び一消費者としての大気環境の保全に関する率先した行動の実践
- ③ 地域特性を生かした環境学習の推進及び各種の環境情報の提供

2 計画の推進体制

この計画に掲げた各種施策を適正かつ着実に実施するためには、県民、事業者、関係団体等の理解を得て、国及び市町村の協力のもとに進める必要があります。

このため、事業者、関係団体、関係行政機関等で構成する「環境とやま県民会議」や「エコドライブとやま推進協議会」等を活用しながら、関係者が意見・情報交換を行い、計画に定める施策の推進に反映します。

3 進行管理

(1) 計画の進行管理

計画に基づく施策の適正かつ着実な実施を図るため、施策の進捗状況や目標の達成状況等を定期的に確認します。

また、県民の大気環境に関するニーズ、意識の変化等を的確に把握します。

(2) 進捗状況等の公表

計画の進捗状況等の確認結果をインターネット等で公表します。

